

平成22年第2回那須烏山市議会定例会（第1日）

平成22年3月2日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 6時05分

◎出席議員（17名）

2番	渡辺 健 寿 君	3番	久保居 光一郎 君
4番	高德 正 治 君	5番	五味 渕 博 君
6番	沼田 邦 彦 君	7番	佐藤 昇 市 君
8番	佐藤 雄次郎 君	9番	野木 勝 君
10番	大橋 洋 一 君	13番	平山 進 君
14番	水上 正 治 君	15番	小森 幸 雄 君
16番	平塚 英 教 君	17番	中山 五 男 君
18番	樋山 隆四郎 君	19番	滝田 志 孝 君
20番	高田 悦 男 君		

◎欠席議員（1名）

12番 大野 曄 君

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷 範 雄 君
副市長	石川 英 雄 君
教育長	池澤 進 君
会計管理者兼会計課長	斎藤 雅 男 君
福祉事務所長兼健康福祉課長	斎藤 照 雄 君
総合政策課長	国井 豊 君
総務課長	木村 喜 一 君
総務課課長（危機管理担当）	平山 孝 夫 君
税務課長	羽石 浩 之 君
市民課長	高橋 博 君
こども課長	堀江 久 雄 君
農政課長	荻野目 茂 君
商工観光課長	鈴木 重 男 君

環境課長	小川祥一君
都市建設課長	岡清隆君
上下水道課長	栗野育夫君
学校教育課長	駒場不二夫君
生涯学習課長	鈴木傑君

◎事務局職員出席者

事務局長	澤村俊夫
書記	藤田元子
書記	佐藤博樹

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 4 議案第 2 2 号 那須烏山市職員互助会条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 2 3 号 那須烏山市行政財産使用料条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 2 6 号 那須烏山市行政財産使用料条例の施行に伴う関係条例の整備について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 2 4 号 那須烏山市民駐車場設置、管理及び使用料条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 2 5 号 那須烏山市収入印紙等購買基金設置及び管理条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 2 1 号 那須烏山市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 1 0 議案第 2 7 号 那須烏山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 1 議案第 2 8 号 那須烏山市情報公開条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 2 議案第 2 9 号 那須烏山市職員定数条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 3 議案第 3 0 号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 4 議案第 3 1 号 那須烏山市職員給与条例及び那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 5 議案第 3 2 号 那須烏山市総合計画審議会設置及び運営条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 6 議案第 3 3 号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 7 議案第 3 4 号 那須烏山市子ども医療費助成条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 8 議案第 3 5 号 那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害

- の発生の防止に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第19 議案第36号 那須烏山市法定外公共物管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第20 議案第37号 栃木県市都市公園設置、管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第21 議案第38号 那須烏山市民公園設置及び管理条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第22 議案第39号 那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第23 議案第40号 那須烏山市低開発地域工業開発地区指定に伴う固定資産税課税免除に関する条例の廃止について（市長提出）
- 日程 第24 議案第41号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同約の変更について（市長提出）
- 日程 第25 議案第42号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合同約の変更について（市長提出）
- 日程 第26 議案第43号 南那須地区広域行政事務組合同約の変更について（市長提出）
- 日程 第27 議案第11号 平成21年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）について（市長提出）
- 日程 第28 議案第12号 平成21年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について（市長提出）
- 日程 第29 議案第13号 平成21年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第30 議案第14号 平成21年度那須烏山市老人保健特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第31 議案第15号 平成21年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第32 議案第16号 平成21年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について（市長提出）

-
- | | | | |
|----|-----|--------|--|
| 日程 | 第33 | 議案第17号 | 平成21年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について(市長提出) |
| 日程 | 第34 | 議案第18号 | 平成21年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について(市長提出) |
| 日程 | 第35 | 議案第19号 | 平成21年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について(市長提出) |
| 日程 | 第36 | 議案第20号 | 平成21年度那須烏山市水道事業会計補正予算(第3号)について(市長提出) |
| 日程 | 第37 | 議案第1号 | 平成22年度那須烏山市一般会計予算について(市長提出) |
| 日程 | 第38 | 議案第2号 | 平成22年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について(市長提出) |
| 日程 | 第39 | 議案第3号 | 平成22年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について(市長提出) |
| 日程 | 第40 | 議案第4号 | 平成22年度那須烏山市老人保健特別会計予算について(市長提出) |
| 日程 | 第41 | 議案第5号 | 平成22年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について(市長提出) |
| 日程 | 第42 | 議案第6号 | 平成22年度那須烏山市介護保険特別会計予算について(市長提出) |
| 日程 | 第43 | 議案第7号 | 平成22年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について(市長提出) |
| 日程 | 第44 | 議案第8号 | 平成22年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について(市長提出) |
| 日程 | 第45 | 議案第9号 | 平成22年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算について(市長提出) |
| 日程 | 第46 | 議案第10号 | 平成22年度那須烏山市水道事業会計予算について(市長提出) |
| 日程 | 第47 | 付託第1号 | 請願書等の付託について(議長提出) |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〔午前10時00分開会〕

○議長（水上正治君） おはようございます。特に、傍聴者の皆さんはお忙しい中、傍聴ありがとうございます。そして、我々議員も任期中最後の定例議会となりました。しっかりとした議会運営をお願いするところでもあります。

ただいま出席している議員は16名です。12番大野 曄君は1日欠席、18番樋山隆四郎君は午前中欠席の通知がありました。午後は出てきます。定足数に達しておりますので、平成22年第2回那須烏山市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長等の出席を求めていますのでご了解願います。

次に、本日からの定例会にあたり、去る2月23日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださいますようお願いいたします。

◎市長あいさつ

○議長（水上正治君） ここで、市長のあいさつ並びに行政報告を求めます。
市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ〕

○市長（大谷範雄君） ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成22年第2回那須烏山市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多用のところ、ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、合併をいたしまして5年目を迎え、昨年度からスタートいたしました市の総合計画前期基本計画の事務事業を着実に推進しているところでございますが、世界的経済不況は我が国に深刻な影響を及ぼし、本市におきましても、製造業を中心に企業の進出凍結や撤退、破綻などによる雇用情勢の悪化、買い控えによる商店の売り上げの落ち込みなど地域経済の深刻な影響を及ぼしております。市といたしましても、緊急経済対策といたしましてプレミアム商品券発行の支援、離職者の雇用支援、農業経営、企業等支援対策を実施をしたところでございますが、新年度予算におきましても、引き続き緊急経済対策事業を行ってまいりたいと考えております。

また、第2期地方分権改革におきましては、国の地方分権改革検討委員会におきまして審議

が進められ、義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大、国の出先機関の見直しと地方税財政改革などこれまでに4次にわたる勧告が行われております。

昨年12月に策定をされました地方分権改革推進計画により、1つの区切りを迎えるとともに政権交代によりまして新たな地域主権の確立に向けた取り組みが始まるなど、地方行政を取り巻く環境が大きく変わりつつあります。

本市では、過日1月21日に市民や自治体関係者などに地方分権、地方自治への理解を深めてもらうため、県と共催によりまして地域主権の確立に向けた地方分権改革の行方と題した地方分権、地方自治フォーラムを開催をしたところでございますが、今後も国政の動向を見きわめながら、地方分権への積極的な取り組みを行い、そして、新時代にふさわしい地方自治の確立に向け努力をしてまいる所存であります。

また、農業に影響を及ぼす天候は、ことし2月に入りましてから全国的に晴れの日が少なく日照不足が続いておりまして、特に関東では平年の7割に満たないところも多く、寒暖の差が平年よりも大きかったということもございまして、農作物に影響することを懸念しているところであります。

本市におきましても、田植え時期や夏の異常気象が心配をされるところでございます。また、異常気象は毎年のように世界各地で発生をしております、数年前のオーストラリアを初め世界各地での干ばつ、また、昨年からの北半球の大雪となったりするところも出てきているところでございます。このような異常気象によりまして食料生産の減少という事態も予測せざるを得ません。

現在、世界人口68億人、2050年には90億人に達するという予測もありまして、地球全体の食料生産の増大が急務でありまして、ますます、農業の重要性が問われることと思えます。我が国の食料自給率もそうした観点から取り組みの必要性を感じており、現政権の米戸別所得保障等の農業政策が食料自給率の向上に結びつくことを期待をしているところであります。

さて、今期定例会でございまして、報告案件1件、平成22年度当初予算案件10件、平成21年度補正予算案件10件、条例の制定案件5件、条例の一部改正案件15件、規約の改正3件の計44件の案件を上程させていただきます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げます。定例会開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

○議長（水上正治君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（水上正治君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、

会議規則第80条の規定により、議長において指名いたします。先ほど訂正があったように会議録署名議員に

2番 渡辺 健寿君

3番 久保居光一郎君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（水上正治君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から3月16日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から15日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の予定については、送付してあります会期日程表により行いますので、ご協力願います。

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（水上正治君） 日程第3 報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認めた場合を除き省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました報告第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

専決処分の報告について、損害賠償の額の決定及び和解についてであります。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、報告をいたすものであります。

専決処分の内容は、平成22年1月4日午前10時50分ごろ、那須烏山市大金197番地先のスーパーうさぎや駐車場前付近県道上において、市嘱託職員が運転する市所有公用車が直進中、当該スーパー駐車場より進行してきた相手方車両に右側付近に衝突され、双方に損害を生じたものであります。

なお、損害賠償額は車両の修理費用でございまして、総額2万6,000円を支払うことで和解が成立をいたしましたので報告をいたすものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 専決処分ですね。損害賠償の額の決定でございまして、職員による交通安全等については毎回ここでいろいろと、どうしているんだとか、指揮の徹底をどう図るんだとか論議をしているところであります。今回は市の嘱託職員の運転する自動車物損事故ということでございまして、一般職員と違うわけですが、これについては例えば市町村の自治体の共済とかに加入されて、そういうもので補てんされるということになるのか。それともこれは市が単独で負担をするというようなことになるのか。一般の職員とその辺の適用が違うのかどうか、その辺の問題も含めて説明をお願いできればと思います。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 今回の損害賠償につきましては、あくまでも市公用車の運転による事故でございますので、市が所有しております車両につきましてはすべて町村会の保険に入っておりますので、そういった事故等が起きた場合の公務上の損害賠償につきましては、町村会の保険を対象にいたしまして支払いをしているところでございます。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 市の公用車の事故で、それには市町村の損害賠償の共済に入っているということでございますが、今回、嘱託職員です。その辺の差異は全くないということなんですね。市の公用車の運行についてはどのような立場なら、例えば我々が借りてもそれは可能なかどうか。借りられないのかどうか。簡単に言えば市長が最終権限を持っていると思うんですが、市長の任命する仕事に従事するというのであれば、この公用車の事故の損害賠償保険には適用になるという考えなのかどうか。その辺をもう一度確認をしておきたいと思います。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 原則市の公務における事故の取り扱いについての取り決めでございまして、議員がおっしゃいますように、一般の方が市の公用車をお使いになるということは今のところ想定はしておりません。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） こういった損害賠償にかかわる事故報告が議会にしばしば出され

ることにつきましては、まことに残念な思いがあります。そこで今回は相手側車両に衝突されたことによる自動車事故のようではありますが、市が2万6,000円を支払わなければならない理由、これは過失割合からこのような額が出たのでしょうか。これが1点。

それと、公用車も相当壊れたのではないかと思います。市が独自に支払わなければならない修理費というのはおよそ幾らぐらいなのでしょう。もし、おわかりでしたらその点についても伺いたいと思います。

以上です。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 今回の事故はもらい事故みたいなものでございますけれども、公用車を運転している場合におきましても、停止している状態ではございませんので、前方不注意なりそういった責任割合が出てまいりますので、今回の過失割合は相手方が8割、市側が2割ということで対応しております。

それから、今回公用車のほうの修理費用は全額で22万2,800円ほどかかっております。このうち2割につきましては、先ほど言いましたように市が町村会の保険に入っておりますので、物損扱いになっておまして2割はその町村会の保険から支出をしております。残り8割につきましては当初の相手側であります保険の適用を受けております。ですから、市の公費につきましては町村会の負担はいただいておりますけれども、一般会計から持ち出すということはありません。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、報告第1号については、以上で報告を終わります。

◎日程第4 議案第22号 那須烏山市職員互助会条例の制定について

○議長（水上正治君） 日程第4 議案第22号 那須烏山市職員互助会条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第22号につきまして、提案理由の

説明を申し上げます。

本案につきましては、市職員で組織される職員互助会について、地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生に関する事業を実施するために設立するものであることを明確に位置づけ、経費の一部負担、事務の従事、施設の使用等を適正なものとするため条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、慎重審議を賜りまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の詳細説明を総務課長木村喜一君よりお願いします。総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） それでは、今回の条例制定につきまして、条例の主な内容につきましてご説明を申し上げます。

まず初めに、既に設立されております本市の職員互助会の概略につきましてご説明を申し上げます。本市の職員互助会は合併の日であります平成17年10月1日より規約を定め設立し、現在まで運営している二義的な職員互助団体でございます。

主たる事業につきましては、会員である職員及びその親族等の療養、慶弔等に対する給付事業のほか、会員の親睦と元気回復を図ることを目的といたしました事業などがございます。これら互助会の会長には総務課長がなっておりますが、会の経費は会員からの会費をその主たる収入として賄っている実情でございます。

こういった職員互助会としまして組織が成り立っているにもかかわらず、なぜ今回、本条例を制定しようとするようになったかと申しますと、それは1つに職員互助会が、地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生に関する事業を実施するために設けられる重要な構成団体であることを条例上の団体として確立することにごございます。

また、それにより職員互助会が適正に運営していくことを地方自治体がなすべき職務として位置づけることができ、職員の事務従事につきましても適正なものとするようにすると考えております。

それでは、本条例の具体的な内容につきましてご説明を申し上げます。まず、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。最初の第1条につきましては、制定の趣旨でございます。これにつきましては先ほど市長のほうから提案理由において説明申し上げたとおり、地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生に関する事業を実施するために設立する職員互助会に関し、必要な事項を定めるものとする規定したものでございます。

次の第2条でございますが、職員互助会の設立に関する規定でございます。規約を定め、市長の承認を受けた上で設立できると定めるものでございます。

次の第3条は組織に関する規定でありまして、常勤の職員をもって組織することなどを定めるものでございます。

次の第4条につきましては、職員互助会が行う事業についての規定になります。

第5条は職員互助会の経費に関する規定でありまして、会員の会費その他の収入をもって充てることとしております。また、第2項におきましては、市は毎年度予算の範囲内で前条の経費の一部を負担することができるかと規定しております。これは職員の厚生に関する事業は、地方公務員法第42条の規定により使用者である市が実施しなければならない義務がございます。その責任において、職員互助会が行う職員の厚生に関する事業に対して一定の負担をすることができるとしたものでございます。

また、第6条は事務の従事及び施設の使用に関する規定でありまして、ただいまご説明申し上げましたとおり、職員の厚生に関する事業は使用者であります市が実施しなければならない事業でございますので、その関係において職員を職員互助会の事務に従事させることができるというものと、いわゆる職員の兼務について認め、また必要に応じて庁舎などの施設を使用させるなどの便宜を供与することを定めるものでございます。

次の第7条でございますが、報告に関する規定でありまして、規約の変更、職員の選出並びに予算及び決算については、その議決後速やかに市長に報告することを求めるものでありまして、市長の監督権を規定するものであります。

また、第8条の解散に関する規定につきましては、解散するときは市長の承認を受けなければならないというものでございます。

最後になりますが、本条例の施行につきまして、特段の施行日を設定する必要がないことから、公布の日から施行することとしております。また、本条例を円滑に施行するために経過措置を設けまして、本条例の施行の際に、現に存する職員互助会はこの条例により設立された職員互助会とみなすというふうに定めております。

続いて第3項は那須烏山市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正でございます。別紙のほうの改正案の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。これにつきましては本互助会条例第6条におきまして、職員を職員互助会の事務に従事させることができる、いわゆる職務の兼務を認めることから、職員互助会の事務に従事している期間は、本務としての職務に専念する義務を免除する必要がありますので、第2条で定める職務に専念する義務を免除されることができる要件の1つといたしまして、法令または条例に基づき設置された職員の福利厚生を目的とする団体の事業または事務に従事するときを加えるものであります。

以上で本条例についての補足説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、可決、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 今回の条例制定につきましては、以前からあった職員互助会というものを地方公務員法の厚生制度第42条に基づいて、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。この法に基づいて条例を制定するものだというふうに思います。

先ほどの説明では、今の那須烏山市の職員互助会については、合併して平成17年10月1日から規約をつくって今日までいろいろと進めてきたということなのですが、今回の条例制定に基づいて、この職員互助会の今までの事業とか内容の変わらないものと変わるものがあると思うんです。

今までやってきた、例えば年間のこんな事業をやっていましたというものをまず紹介していただきたいのと、それが今度事務局を置いて職務時間内にもそういう事務をしてもいいというような内容に今度変わるという説明を受けたように思うんですが、それと、本来この互助会の経費は会員の収入をもってこれに充てるということなのですが、しかし、市は毎年度予算の範囲内で前条の経費の一部を負担することができるというふうになるわけでありまして、事務局も総務課内において仕事時間中に互助会の事務を執行し、なおかつ一部においては市の事業について経費を市が負担するということになるわけですので、簡単に言えば市の税金を使うわけですね。

そういう意味で、今まではこの互助会についての会計については、市のほうに報告になっているのかどうか。今後、この互助会をこういう条例を制定して法制化するわけですので、ましてやその予算の一部を市のほうからいただくということになりますので、当然会計報告をつまびらかにする必要があるのかなというふうに思うので、よく言われる各県や市で問題になっているようなお金のため込み、裏金というんですか、そういうものにならないようなオープンな公にはっきりさせる必要があるのかなというふうに思うのですが、その辺はどのようにお考えなのかご説明をいただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） では、現在までの職員互助会の事業関係でございますけれども、先ほど説明の中でも申し上げましたように、職員関係の慶弔関係のお祝いとか香典関係、年間を通しましては会費をいただいておりますので、その会費を還元するという趣旨でグループ旅行等についての一部負担をしております。そのほか職員全体を対象としました今年度におきましては忘年会等を実施しております。

そういった事業につきましても、今までは職務専念義務の関係もございまして、会議等に

つきましては執務時間5時半以降の時間帯に設定しまして、会議等を開きまして互助会事業についての職員の周知徹底を図ったということでございます。

今回、条例制定をすることによりまして、職員互助会の事務につきましても市が行う事業の一環としてとらえます。その関係で会議等の開催につきましては勤務時間等の開催になることもありますが、極力我々が行っております住民サービスの向上のためのサービスが低下するということがないような時間帯を設けながら、時間内で会議等は持たせていただきたいと思っております。

それから、市の一部負担というふうな表現がございましたけれども、今、市が独自でやっております職員の福利厚生事業につきましては健康診断がございます。健康診断のほかに今、人間ドックの助成も共済組合のほうでやっております。これは一切市の援助はございません。今、人間ドック、健康管理面で非常に多くの職員が受診しております。200名からの職員が受診しておりますので、その分につきましては共済組合からの負担もございますけれども、個人負担も3万円から4万円ございます。そういった部分を今後市と互助会のほうで協調しながら、そういった事業に取り組んでいければというふうに考えておりますので、そういった部分の負担をお願いしたい。その際には、市からの負担、互助会の負担も得まして、できるだけ個人負担が少なく人間ドックの受診ができるような助成を考えていきたいと思っております。

市からいただきます負担金につきましては決算報告をつくりまして、市のほうに報告していく。予算的なものの監査も受けるという流れでいきたいというふうに思っております。

○16番（平塚英教君） 了解。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 1点お伺いします。職員の互助会の制度は職員の親睦のためにもぜひ活発に活動してもらいたいと思っております。それで1点お伺いしたいんですが、第5条第2項には経費の負担の件が明記されておまして、職員互助会の経費の一部を市が負担することができるかとあります。それで、私、平成22年度のこの予算書の負担金交付金関係の一覧表を見たんですが、互助会に対する補助金がここに載っておりません。それで、具体的にこれはどのぐらい見込んでいるのでしょうか。1点だけお伺いします。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 条例第5条の市からの負担といたしますのは、先ほど平塚議員のほうからご質問があったときにお話ししましたように、今のところ考えられるのは人間ドック関係の助成というものについて一部負担をしていただきまして、互助会のほうからも負担しまして、先ほど言いましたように個人の負担を軽減するという考えでおります。

ただ、この事業につきましては、まだ詰めの部分がたくさんございますので、平成22年度

の新年度予算の中では予算計上はしておりません。今後、互助会のほうで詰めていきたいと思っております。

以上でございます。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） お諮りします。ただいま上程中の議案第22号については、総務企画常任委員会に付託したいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号については、総務企画常任委員会に付託いたします。

日程第5 議案第23号 那須烏山市行政財産使用料条例の制定について及び日程第6 議案第26号 那須烏山市行政財産使用料条例の施行に伴う関係条例の整備については、関連がありますので一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

◎日程第5 議案第23号 那須烏山市行政財産使用料条例の制定について

◎日程第6 議案第26号 那須烏山市行政財産使用料条例の施行に伴う関係条例の整備について

○議長（水上正治君） よって、議案第23号及び議案第26号の2議案を一括して議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第23号、議案第26号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第23号につきましては、現在、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可、目的外の使用許可をしたものから徴収する使用料に関する条例が未整備な状況にございまして、今後も発生し得る行政財産の目的外使用の事案に対し適切に対処するために、当該目的外使用に対する使用料の統一的な基準を設け、あわせて財産管理の適正化と

自主財源の確保を図ろうとするものでございます。

議案第26号につきましては、ただいま議案第23号としてご提案を申し上げました那須烏山市行政財産使用料条例が制定、施行されることに関連をし、一部所要の規定の整備が必要となりました市有施設に係る関係条例について、一括をして改正を行うものでございます。

詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、何とぞ慎重ご審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） では、ただいま一括上程になりました議案第23号、議案第26号の詳細な説明をさせていただきます。ちょっと長くなりますがご了承いただきたいと思っております。

まず始めに議案第23号の内容につきましてご説明を申し上げます。まず1ページをお開きいただきたいと思っております。第1条につきましては制定の趣旨でございます。これにつきましては先ほどの市長の提案理由でもご説明を申し上げましたが、本条例は地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可、いわゆる目的外使用許可をしたものから徴収する使用料に関し必要な事項を定めるという条例になります。

行政財産の目的外使用という概念は、通常行政財産というのはその名のとおり行政目的のために使用する土地、建物などの財産を意味し、例えばこの土地、建物などの財産を庁舎として使用したり、学校、幼稚園、保育園などとして使用したりすることを行政目的ととらえるのに対しまして、目的外使用というのは、この行政目的のために使用する土地、建物などの一部を本来の行政目的を妨げない範囲内において他の用途として使用させることとしております。

例えば土地の一部を自動販売機の敷地といたしまして使用させたり、建物の一部を食堂、売店などの厚生施設として使用させたり、または他の団体の事務所として使用させたりすることなどが該当するケースとして挙げるができます。

続いて第2条は使用料の納入義務を規定しております。次に第3条に定める使用料の額の算定の基準につきましてご説明を申し上げます。4ページからの別表をごらんいただきたいと思っております。この別表にお示ししたとおり、まず使用料の徴収対象となる行政財産の種類につきましては、土地、建物、その他の3種類といたしました。また、使用区分としましては、土地が4項目、建物が6項目、その他が3項目になっております。

そのうち、土地及び建物に共通する主なものといたしましては、まず、行商、展示即売、催し物等の一時使用の場合、自動販売機を設置する場合等などがございます。さらに建物に係る分類のその他の項目といたしましては、会議室等における講演等の一時使用の場合、食堂、売

店等を営む場合、事務所、事業所、倉庫等として使用する場合があります。使用料の額につきましては、受益者負担の原則を踏まえつつ、道路上で露天商を営む場合の道路占有料や公民館におきます会議室使用料などと整合性を図りまして、また、県内外の他市町の先進事例も参考にしながら設定しております。

土地、建物、その他の3種別の共通事項といたしましては、1時間以上の使用の場合にこの使用料を適用する。使用料が100円に満たない場合は100円とする、切り上げるといたしました。その他の詳細な取り扱いにつきましては別表の最後の備考で規定することとしています。

また、1ページにお戻りいただきますが、第4条の加算金につきましてご説明申し上げます。この加算金につきましては、ただいまご説明申し上げました使用料とは別に、例えば自動販売機の場合ですと、電気代あるいは水道代といったものが新たにかかるわけでございます。これらの経費を使用者に負担させることが相当であると認める場合には使用料に上乘せいたしました徴収することができるものとしてございます。

続いて第5条の使用料の納入方法でございます。第6条の使用料の減免につきましては本条例にお示した4項目に該当する場合に適用いたしますが、具体的な減免割合等につきましては栃木県及び県内外の市町の例を参考に今後規則で定める予定でございます。

続いて第7条の使用料の還付についての規定でございますが、一度徴収した使用料は原則として還付しないことといたしますが、ここにお示したような3項目に該当する場合に限り還付することができることとしております。

最後に第9条の過料につきましてご説明申し上げます。この過料につきましては、使用料の算定基準のうち、例えば売上の5%以上と定めたものにつきまして、使用者が売上等を過少申告した際に、税法上の罰則規定適用とは別に過ち料といたしまして徴収することにより、不正の防止を図ることを担保するために設けるものでございます。最後になりますが、本条例の施行につきましては平成22年4月1日から施行するという考えでおります。

次に議案第26号の説明を申し上げます。こちらの第26号につきましては、先ほどの条例の制定に伴いまして整備が必要となる関係条例、全部で6条例ございますが、こちらの整備についてという項目で改正するものでございます。

1ページをお開きいただきますと、まず第1条による改正でございます。那須烏山市保健福祉センター設置、管理及び使用料条例の一部改正の内容になります。本改正の趣旨は、現在、保健福祉センターのデイルームにて行っております通所介護事業につきまして、そのデイルームの使用許可関係につきまして、その内容を具体的に明文化し、あわせて別表の一部について改めるものでございます。

具体的には現在、保健福祉センターのデイルームにおきましては、通所介護事業を営もうとする事業者は月額10万円の使用料を納入しなければならないこととされております。この月額使用料につきましては、現行の条例ですと次ページの別表の新旧対象表のほうになりますが、2ページの右側の一番下のほうに月額10万円の使用料を納入しなければならないとされております。この月額使用料につきましては、現行では10万円となっております。これを本則に移行しまして新たに第16条といたしまして、関係規定とあわせまして条文の再構築を図るものとするものでございます。

また、このデイルームの使用という形態につきましては、先ほど議案第23号でご説明申し上げました行政財産の使用料上における行政財産の目的外使用と位置づけられるものでございまして、同条例におきまして光熱費等の実費負担が加算金として位置づけられることに伴い、本件のデイルームの使用料においても同様に光熱費等の実費負担の加算を位置づけるものでございます。

なお、実際には現在通所介護事業を営んでおります事業者からは月額10万円の使用料のほかに、事実上の負担措置といたしまして光熱水費等の実費を徴収しているところでありますので、これを明文化しただけのこととあります。実際には負担増ということとはございません。

続きまして、第2条の改正でございますが、本改正につきましては、那須烏山市老人いこいの家の設置、管理及び使用料条例の一部改正の内容でございます。本改正の趣旨は老人いこいの家の施設内で行う飲食物の提供及び売店などを営む営業行為につきまして、その使用許可関係を現行の第13条から新たに第16条といたしまして条文の再構築を図りまして、あわせて別表の一部について改めるものでございます。

具体的には老人いこいの家の施設内で行う飲食物の提供及び売店などを営む営業行為につきましては、現行ですと月額1万5,750円の使用料を納入しなければなりません。この施設内の営業行為につきましても、いわゆる行政財産の目的外使用と位置づけられるものでございますので、その位置づけを整理するとともにその使用料について今後は本条例にて定められることとし、那須烏山市行政財産使用料条例を適用するものとするものでございます。

続きまして第3条につきましては、那須烏山市自然休養村センター設置、管理及び使用料条例の一部改正の内容でございます。こちらにつきましては、自然休養村センターの施設内で行う食堂、売店などを営む営業行為につきまして、その使用許可関係を現行の第6条第3項から新たに第15条といたしまして条文の再構築を図り、あわせて別表第2を削るものでございます。

具体的には自然休養村センターの施設内で行う食堂、売店などを営む営業行為につきましては、現行ですと別表第2に定めるような算定方法により算定した使用料を納めなければなりま

せんが、今後はその使用料については本条例にて定めることはせず、第23号議案のように那須烏山市行政財産使用料条例を適用することとするものでございます。

続きまして第4条の改正であります。こちらは那須烏山市森林相互利用促進施設設置、管理及び使用料条例の一部改正でございます。それに続く第5条の改正であります。那須烏山市農林漁業体験実習館設置、管理及び使用料条例の一部改正につきましても、その改正の趣旨はただいまご説明しましたように那須烏山市自然休養村センター設置、管理及び使用料の一部と同じ趣旨でございます。

続きまして整備条例の最後になります第6条の改正であります。那須烏山市観光物産センターの設置、管理及び使用料条例の一部改正の内容でございます。本改正の趣旨は、観光物産センターの施設内で行う食堂、売店などを営む営業行為につきまして、その使用許可関係が現行の条例ですと第6条から第13条までに詳細に規定されておりますが、これを大幅に整理することといたしまして、新たに第8条といたしまして条文の再構築を図り、あわせて別表を削るものでございます。

具体的には観光物産センターの施設内で行う食堂、売店などを営む営業行為につきまして、いわゆる行政財産の目的外使用と位置づけられるものでありますので、その使用許可関係につきましては本来は那須烏山市財務規則にて規定されている事項でありまして、現実には既に那須烏山市財務規則にて規定されております。よって、重複規定されることを解消するために、基本的な事項のみを新たに第8条として規定することとしております。詳細な位置づけにつきましては、那須烏山市財務規則に委任することといたしまして、条文の整理を図ろうとするものでございます。

また、この施設内で行う営業行為につきましては、現行ですと別表に定めるような算定方式により算定した使用料を納めることとなりますが、今後はその使用料につきましては本条例にて定めることはせず、那須烏山市行政財産使用料条例を適用することとするものでございます。最後になりますが、本整備条例の施行につきましては那須烏山市行政財産使用料条例と同様に、平成22年4月1日から施行する予定としております。

以上長々とご説明を申し上げましたが、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 3番久保居でございます。ただいま上程されております議案第23号 那須烏山市行政財産使用料条例の制定について、また、第26号 那須烏山市行政財産使用料条例の施行に伴う関係条例の整備についてでございますけれども、これはどちらも行

政施設を利用するにあたっての使用料の条例でございます。どちらの議案の中にも入っているんですが、許可をしたものについての使用料条例ということが書いてございます。許可を与える場合には、やはりその貸出をする、また使っていただく部分の規定、規約のようなものはあるのかどうか。それらについてちょっと教えていただきたいというふうに思っております。使用料をいただくという部分はこの条例でわかるんですが、使用するにあたっての注意規定とかその許可を与える条件とか、そういうものの条例並びに規定のようのようなものがあれば、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） まず、今回の議案第23号、議案第26号につきましては、通常の形態での使用というものではなくて、目的外に使う場合の許可、使用料ということになります。これらにつきましては、申請書を出していただきまして許可することになりますが、その辺の条文の整備につきましては、規則のほうに委任しまして内容等の整備を図っていくということでございます。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） ただいま目的外使用ということでございます。こちらの第23号の4ページを見ると、土地、建物、その他ということで公的施設のすべてが大体網羅されているのかなというふうに思っております。当然目的外にはほかの団体、一般、市外の団体も含めて使用することが想定されるわけでありまして、私も今までいろいろイベントや何かでかかわっておりまして、正式な使用許可証とか使用に関する規定とか規約といったらいいのか、そういうものを文書でいただいていたような気がするんです。その使用料をいただくのは当然でございますけれども、それに伴うやはり許可をするのであれば、どういう使い方をしていただきたいというようなしっかりした決めもあわせて必要になってくるのではないのかなというふうに私は思うんですが、その辺についていかがお考えでしょうか。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 何度も同じような返事になってしまいますが、基本的な施設の使用につきましては、それぞれの条例に基づきまして使用の体系が決まっております。今回は目的外使用ですので、そういったものをいろいろ施設がある中で目的に沿った使用ではなくて、違う使い方をする場合の使用料を今回定めようというものでございまして、今、議員ご指摘のとおり、いろいろなイベント、それから祭事等で施設あるいは土地を使用するにあたりましては具体的な契約とか何かありませんでした。そういったものをきちんと整備した上で、目的外使用についても許可し、いただくものはいただきましょうというのが今回の条例制定の趣旨でございます。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） ということはこの条例を制定することによって、きちんとした使用するにあたっての規約といいますか、そういうものをしっかりと文書でつくって、使用条件とかそんなものも正式な文書としてつくって、あわせて使用料も制定をしていくということだと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 許可制でございますので、許可の前段といたしまして使用許可申請書を出していただきます。使用許可申請書の中でどういう目的でどういったものを使いたいんだ。その具体的な事例を申請書のほうに書いていただきます。その申請書に基づきまして、私どものほうで公序良俗に反しない限りの施設利用であれば許可いたしますというようなことで許可証を出す。それにあわせて、利用にあたっては1日あるいは月決めというふうになるのでしょうかけれども、それなりの使用料をいただくような通知をいたすという流れでございます。

○議長（水上正治君） 休憩をとります。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時57分

○議長（水上正治君） 休憩を解きます。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） それでまず1つは、今までのそういうような条例制定される前にいろいろな形で貸していたり、お金をもらったりした事例があったのかどうか。今回、この条例を制定することによって、例えばこれからどんな事業をするかわかりませんが、いわゆる通年、今まで貸してきた中で想定される収入と見込めるような想定をされたかどうか。土地、建物、その他でこういう条例をつくることによって、このぐらい年間使用料をいただけるというようなシミュレーションを考えられたかどうか。その辺、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 先ほどの説明の中でももう既に通所介護事業所の活動にあたりましてはそれぞれにご負担をいただいているという部分が幾つかございます。ただ、今回の条例制定にあたりまして、今まで既存にもう既にそれなりの負担をいただいているというものについての料金はそのまま新年度も引き継いでいくという考えでございますので、いただきますけれども、今後各関係課とこの条例が可決いただければ、具体的な取り扱いについては再度詰めなければいけない部分もたくさんありますので、その辺は各関係課と詰めていきたいという

ふうになっております。シミュレーションはまだしておりません。

○16番（平塚英教君） 了解。

○議長（水上正治君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） それでは、議案第23号の4ページなんですけど、まず、この使用区分、使用料の額を決めたようですが、何を基準にこの金額を決めたのか、まず1点。

それと、これをやることによって年間どのぐらいの金額が上がるのか。それをシミュレーションしていればその2点についてお伺いいたします。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 今回の単価設定にあたりましては、今現在、スポーツ施設、公民館施設等でも既に料金設定ができております。そういったものとの整合性を図りながら、参考にしまして決めております。

それから、どのぐらいの使用料金が上がるかということですが、先ほど平塚議員からもありましたけれども、現在のところシビアなシミュレーションは行っておりません。

○議長（水上正治君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） この土地の一番上などを見ますと、1平方メートル、これは24円という、時間と併用していない話なんですけど、一般的ですと民間感覚で言いますと時間につき1平方メートル幾らですよという決め方をすると思うんですけど、役所らしいのかなという部分があるんですけど、そういう考え方がないのかなというのがまずは1つ。1時間以上の時間ですね、ごめんなさい。そういう1日につきですから、これは時間について1日云々ではなくて、半日とかほかの部分はそのような部分も結構あるわけですよ。ですから、こういう財政ですから、やはりある程度の金額を出すためには、そういう考え方ができないのかなということがまず1点。

それと、今、そういうシビアなシミュレーションをしていないといいますけれども、今までの前年までの実績、ことしも貸していると思うんです。それについては幾らぐらい上がっているという金額が出ていると思うんですね。そうしますと、当然来年はこのぐらいの金額が出てくるのかなというのは試算をしていると思うんですけど、そういう話になってくると、今、そういうシビアなシミュレーションをしていないという話になってくると、いかがなものかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 単価設定につきましては、最初にお答えしたような流れで単価設定をしております。この辺の単価につきましては今後の運用の中で検討はしていきたいというふうになっております。

どのくらいの金額が上がるかということですがけれども、ちょっと自分のところしか把握はしておりませんが、自販機を3台ほどございまして、それに伴うものが約年間20万円ぐらい上がっておりますので、そういったものをきちんと今後数字的に上がってくるというふうを考えております。

それから、駅前の駐車場関係につきましても、年間約75万円ほどの駐車場料金が入っておりますので、この辺の数字もきちんと新年度からは同額でまいりますので、同額以上には確保できるというふうな見方をしております。ちょっと狭い範囲での数字でしかお答えできませんが、ご勘弁いただきたいと思っております。

○19番（滝田志孝君） 了解。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。ただいま上程中の議案第23号及び議案第26号については、総務企画常任委員会に付託したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号及び議案第26号については、総務企画常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第7 議案第24号 那須烏山市民駐車場設置、管理及び使用料条例の制定
について

○議長（水上正治君） 日程第7 議案第24号 那須烏山市民駐車場設置、管理及び使用料条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第24号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、現在、本市が管理をしております月極めまたは無料の駐車場及び駐輪

場について、一部については条例または規則を設けて、現在まで運用してきたところでございますが、特に放置自転車等の対応には苦慮してきた実情にございます。

これらの直面する課題に対しまして適切に対処していくためには、これらの駐車場及び駐輪場を市民の利用に供する公の施設として位置づけ、総括的に管理を行っていく必要があることから、条例を新たに制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、慎重ご審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） それでは議案第24号のご説明を申し上げます。

まず始めに、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。最初の第1条につきましては、制定の趣旨でございまして、この条例は地方自治法及び駐車場法の関連規定に基づきまして、市民駐車場の設置等について定めるものとする規定でございまして、

次に第2条でございまして、市民駐車場の定義を定めまして、本条例の対象となる有料または無料の駐車場及び駐輪場につきまして別表第1にて定めることとしたものでございます。

次に、第3条から第7条までの条文につきましては、市民駐車場の管理者や市民駐車場に駐車できる車両、駐車期間、駐車制限等につきまして定めるものでございます。

続いて第8条から第10条までの条文につきましては、市民駐車場のうち有料駐車場の使用許可等について定めるものでございます。なお、有料駐車場につきましては現在月極めの駐車料金を徴収している2カ所の駐車場を、本条例におきましても有料駐車場として引き続き管理していくこととしております。

続いて第11条では、有料駐車場の使用許可を受けた者から徴収する使用料、いわゆる駐車料金について定めるものでございます。駐車料金の徴収の考え方ですが、現在無料で利用させている駐車場等につきましては、近隣自治体における駐車料金徴収の流れを踏まえる必要があるものと考えておりますが、これらの駐車場につきましては従来よりJR烏山線の利用向上を目的としたものであること。また、その利用の現状にかんがみ、当面は現在の無料での利用を基本として考えております。

また、2カ所の有料駐車場の使用料につきましては、その利用の実態から月極めによる管理にすることとなった経緯もあることから、当面は現状の料金体系を維持し、同額で徴収できるよう定めるものでございます。

続きまして第12条から第16条までの条文につきましては、一定期間、不法または違法な状態で駐車している自動車、自転車、バイク等につきまして、これらの引き取り請求や所有者

等の実態調査、そして撤去や処分の方法、また処分を代行した場合の費用徴収などについて定めるものでございます。

このことにつきましては、冒頭の市長の提案理由におきましてもご説明申し上げましたとおり、放置自転車等の対応には大変苦慮してきた実情がありまして、これらの対応を条例による裏づけにより適正に行うことができるよう、規定の整備を行うものであります。なお、これらの撤去や処分の手続きにつきましては、道路交通法などの関係法令に規定されております道路上の違法放置物件や駅前広場等の放置自転車などの撤去や処分の手続きに準拠したものであり、法的にも正当性が担保されたものとしております。

続いての第17条と第18条の条文につきましては、市民駐車場におきまして駐車場の構造または設備を損傷した等の場合に対する損害賠償義務や駐車中の使用者自身の車内に置かれた所有物等の盗難の際の自己責任の所在について定めるものでございます。

続きまして第19条につきましては、遵守事項及び指示について定めたものでございます。

最後になりますが、本条例の施行につきましては平成22年4月1日から施行することとしております。また、本条例を円滑に施行するために所要の準備行為や経過措置を設けまして、本条例の施行前においても有料駐車場の申し込みや許可ができるようにし、また、本条例の施行前に出された有料駐車場の使用にかかる処分、手続き、その他の行為については本条例が引き継ぐことができるように定めるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、可決、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第24号の市民駐車場設置、管理及び使用料条例の制定ということでございますが、今までの駅前等の有料駐車場も含めて市民駐車場の一元化を図るということでございますが、対象の中の烏山中央公園前の有料駐車場については、大体毎月何台ぐらい、多かったり少なかったりする場合もあるでしょうけれども、通年はどのくらい契約をしているか。それと、烏山駅前の有料駐車場、月額1,050円となっておりますが、これまでは大体月何台ぐらいというふうに把握されているのか承りたいと思います。

さらに、今度放置、不法占拠自転車等の撤去及び処分ということで、これも明確にされるということでありまして、今まではこれらの対処はどのようにされてきたのか。その辺ですね。それを今回このように撤去及び処分を図るということでございますが、処分というのはどこかに売り払うということも含めて処分と考えたらいいんですかね。その辺もちょっとお聞きした

と思います。

以上です。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 中央公園のほうは生涯学習課長のほうからお答えいただくことでよろしいでしょうか。駅前につきましては、現在、55台ほどの契約をしております、月額1,050円という金額で使用料をいただいております。

それから、放置自転車等の関係なんです、年1回、警察署とともに現地を確認しまして、ステッカー等を張りまして猶予期間をおきまして、その間でも撤去がされていないという場合にはこちらで預かりまして処分している。処分につきましてはお金をもらうというよりも、逆に処分していただくこととなりますので、無料で引き取っていただいているというような現状でございます。

○議長（水上正治君） 生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） 私のほう、実績のほうではなくて予算のほうなんです、約月20台程度の予算で見込んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○16番（平塚英教君） 了解。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） この第5条関係なんです、駐車期間を最長7日間としております。これは例えば通勤のために日中だけ置く。夜間は引き上げる。その逆の場合もあるのではないかと思います。日中だけ置いて夜間は置かないとか、そういうような方法を繰り返した場合はこの7日間というのには該当しないのでしょうか。これらの管理方法はどのような方法をとるのか、1点お伺ひします。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） この7日間の基本的な考え方ですが、今、議員さんがおっしゃったように、朝来まして車を置いて宇都宮のほうに勤務に行くとか、夕方帰ってきましたまた車を持っていきますよ。そういうことは想定しておりません、違法駐車ですね、24時間が1週間続くというようなことがあった場合には、所有者を確認した上で撤去なり何なりをしていただくという期間が7日間ということでございまして、この辺の7日間という日程につきましても県内の各自治体の状況を確認しながら、この日にちを設定したという実情でございます。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（水上正治君） ほかに。3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） ただいまの質問に少し関連するんですが、今、中山議員のほうからあった話は、昼間おいて夜はない、夜おいて昼間はないといった場合、勤務のために駅前

まで車に乗ってきて、夜勤であれ、日勤であれ、そういうことはあろうかと思えます。ただ、常時そこを駐車場がわりにしているといった場合でも、昼間は仕事で乗って行って夜だけとめておくという場合があるわけですよね。その辺の絡みで不法に置いているなどと思われる台数、これは駐車場も何カ所かあると思うんですが、その辺の調べは大体ついているのでしょうか。もし何台かおわかりであればお知らせいただきたいと思えます。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 今までの実績ですと、南那須庁舎前の市民駐車場に1台、烏山駅前の方に2台あります。その3台につきましてはすべて所有者を確認しておりますので、所有者のほうに撤去依頼をしております。なかなか撤去していただけないというようなことがあれば、市のほうで強制的に撤去するというようなことも今考えております。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 山あげ会館前の駐車場あたりはそういうのは見られないですか。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 山あげ会館前の駐車場につきましては、私どもの管轄の駐車場というふうな取り扱いはしておりませんが、車庫がわりに使われているという方はあるようでございます。それにつきましても定期的に巡回しまして、張り紙等をしながら撤去をお願いしているところですが、なかなかその成果が上がらないという実情もございます。

○3番（久保居光一郎君） 了解しました。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 20番高田悦男でございます。第24号議案について質疑を行います。6ページ、7ページに駐車場の一覧表がありますが、この中で借地の駐車場あるいは駐輪場は何カ所ぐらいあるのか。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 記憶が定かではなくて申しわけありませんが、滝駅、小埜駅の駐車場が借地になっているかと思えます。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） そうしますと、有料で借りてそれを無料で市民に利用してもらうという方法のわけですね。そうしますと、ある程度の料金の負担は考えたことはないんですか。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 小埜駅のいきさつはわかりませんが、滝駅は旧烏山時代からの話でございますので、お答えできるかと思えます。滝駅は烏山線利用向上が第1目的で、あそこを利用していただきましょうということであそこの駐車場を設置してございます。たまたま当

時用地買収等も考えていたのですが、地権者等の話の中で借地にしたいんだという関係で今日まで借地にしてございます。当然今、高田議員がおっしゃったように受益者負担の原則ということもあろうと思います。

したがって、月極め駐車場にするかしないかは、過去の経緯もございますので、それは十分検討していきたいと思います。また、料金をとりますと当然あそこの施設を管理しなければなりません。管理する費用といただく料金との差等も含めてこれから検討させていただきたいと思います。ただ、歴史がございましたので、烏山線の利用向上が第一だということで設置した経緯もございましたので、ちょっと答弁にならないかと思いますが、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 烏山線利用というのは重々百も承知でお聞きしているわけですが、やはり借地というのは将来にわたって負の遺産ということになりますので、用地取得という目標が達成できればぜひそういうほうに向けてやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） そういうふうにより用地取得も検討してまいりたいと思います。あわせて当然本人の占有ということで使用料をいただくとなりますと、ほかの方が置かれると自分の借りたところが置けないということも、ほかの駐車場でも実は烏山駅前も中央公園も何かイベントがあったときに、本人がとめたくてもほかの車がとめてしまって、どうしてくれるんだという実害がありますので、当然料金をいただくためにはそういった管理もしなくてはなりません。そういうものを総合的に判断してこれから対処してまいりたいと思いますのでご理解賜りたいと思います。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第24号については、総務企画常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号については、総務企画常任委員会に付託いたします。

◎日程第8 議案第25号 那須烏山市収入印紙等購買基金設置及び管理条例の制定について

○議長（水上正治君） 日程第8 議案第25号 那須烏山市収入印紙等購買基金設置及び管理条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第25号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。平成22年10月1日から、旅券事務の権限移譲に伴いまして、栃木県内全市町で一斉に旅券（パスポート）の申請・交付事務を実施することになります。

これに伴いまして、市役所内で申請に必要な収入印紙及び栃木県収入証紙を取り扱うため、那須烏山市収入印紙等購買基金設置及び管理条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、市民課長より説明をさせますので、慎重にご審議をいただき、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に担当課長の詳細説明を求めます。

市民課長高橋 博君。

○市民課長（高橋 博君） それでは、議案第25号につきまして、詳細説明をしたいと思っております。

ただいま市長の提案理由で述べましたとおり、本年10月1日から、栃木県内全市町で一斉に旅券、いわゆるパスポートの申請並びに交付事務を実施することになります。本市においても同じように10月1日からパスポートの申請・交付事務を行うということでございまして、申請に必要な収入印紙及び栃木県収入証紙の購入及び売りさばき事務を行うにあたりまして、これらの収入印紙等購買基金設置及び管理条例を制定するものでございます。なお、基金の金額につきましては200万円を予定しております。

市役所内で申請に必要な収入印紙及び県収入証紙を購入できるということから、申請事務がスムーズに行え、利便性が一層向上し、住民サービスの向上につながるものと考えております。なお、旅券の申請・交付事務につきましては、烏山庁舎及び南那須庁舎で取り扱う予定で考えております。

それでは、条文を説明したいと思います。1ページをごらんになっていただきたいと思います。この条例の制定にあたりましては、ご存じのとおり第1条から第8条までを制定しておりまして、附則につきましては本年平成22年4月1日から実施するというものでございます。第3条に基金の額ということで、ただいま申し上げましたように200万円を予定しております。200万円につきましては、10月1日から実施するにあたりまして、最初に必要な収入

印紙及び県証紙を事前に購入しなければならない。また、設置しておかなければならないというところでございまして、おおよそ必要な200万円を今回予定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「16番」の声あり）

大変申しわけないんですが、16番、文教福祉常任委員会に所属しておりますので、その常任委員会で質問していただきたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、お諮りいたします。

ただいま上程中の議案第25号については、文教福祉常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで議案第25号については、文教福祉常任委員会に付託いたします。

◎日程第9 議案第21号 那須烏山市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について

○議長（水上正治君） 日程第9 議案第21号 那須烏山市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第21号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

高度情報化社会の進展等により、携帯電話は広く国民に普及をしているところでもあり、日常生活の利便性確保はもちろんのこと、緊急時や災害時における非常連絡などの観点からもなくてはならない有効な手段となっております。したがって、本市におきましては携帯電話の不感地域解消率100%を目指し、民間活力を最大限に活用した通信環境の整備推進に取り組んでまいりました。

ご案内のとおり、平成20年度には、総務省の委託事業であります地域ICT利活用モデル

構築事業を導入し展開をいたしました事業効果等により、市内における携帯電話不感地域は大幅に解消されたところであります。しかしながら、地形的要因や民間投資効果の観点により、小木須川戸地区におきましてはいまだ携帯電話不感地域が存在をしております、市内における情報格差が生じている状況でございます。

このようなことから、このたび市が携帯電話通信事業者と連携を図り、小木須川戸地区への移動通信用鉄塔施設の整備を図ることにより、市内情報格差の是正に努めたところであります。

本案は、この施設整備事業に要する費用に充てるため、地方自治法第224条及び第228条第1項の規定に基づき徴収する分担金に関し、本条例にて必要な事項を定めたものでございます。

詳細につきましては、総合政策課長から説明をさせますので、慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） それでは、議案第21号につきまして説明をさせていただきます。

市長提案理由のとおり、携帯電話不感地域解消のため、市が行います移動通信用鉄塔施設整備事業に要する費用に充てるため、徴収する分担金に関しまして必要な事項を定めるものであります。

現在、年度内開局に向けまして整備を進めております市内小木須川戸地区の移動通信用鉄塔施設が該当するものであります。それでは条例をごらんください。第1条であります、先ほどの市長説明のとおり、本条例の趣旨を規定したものであります。

第2条の定義であります、移動通信用鉄塔施設整備事業について市が整備する事業を定義したものであります。

第3条分担金の徴収についての規定であります、前条の事業により整備した施設を使用することにより、利益を受ける通信事業者からの分担金を徴収できる旨定めたものであります。

第4条分担金の額についての規定であります、事業に要した経費から国または県から交付される補助金を控除し、市長が定める額といたすものであります。

第5条であります、分担金の徴収方法について定めたもので、納期を定め受益者に通知するとともに、第2項において徴収について一括徴収とするが、市長が認めたとき、分割納入をできる旨定めたものであります。

第6条であります、分担金の徴収猶予及び減免についての規定であります、災害その他特別の事情により分担金の徴収について猶予または減額、免除ができる旨定めたものでござい

ます。

第7条は委任規定を定めたものでございます。

附則であります、この条例は公布の日から施行するものでございます。なお、この条例につきましては、平成22年5月31日をもって失効する旨第2項において規定したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、本案は分担金徴収のみを目的とする特異な条例制定でありますので、補正予算の関係もありますので、即決ということにしますので全議員を対象にした質疑というふうにしたいと思います。どうぞお願いします。

20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） ただいま上程中の議案第21号について質疑を行います。

この情報格差の解消については、市長を初め職員に私は発破をかけながらここ4年の任期を今全うするところでございます。今回、100%の不感地区の解消を目指して取り組む事業としては、市民にかわって感謝をしたいと思っております。

その中について、まず総事業費とその分担金をいただく場合に消費税も関係するのかどうか、この点についてお伺いいたします。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） まず、総事業費でございますが、601万円でございます。これにつきましては消費税込みの事業費ということになってございます。この総事業費のうち国、県からの補助金等を差し引いた残りの部分について一定の額を通信事業者、今回はNTTドコモになるわけでございますが、この条例に基づいて分担金をいただくということになるわけでございます。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 金額の面は了承いたします。

この事業によって、電波の改善される対象戸数は何戸になるのか。わかったらこの場で教えていただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） 今回、小木須川戸地区ということで16戸が解消地域の戸数として該当するものと思っております。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 対象16戸、了解をいたしました。

最後に、鉄塔の所有権についてはどのように処理されるのか。この点についてお伺いいたします。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） 今回、市が事業主体となって実施するものでございますので、当然市の財産ということになりますが、開始にあたりましては通信事業者と契約を結びまして、今後の一切の維持管理経費等につきましては通信事業者に負担をしていただくような形での契約をして、供用開始に向けていきたいと思っています。

○議長（水上正治君） 休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時47分

○議長（水上正治君） 再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第21号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第27号 那須烏山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続

等に関する条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第10 議案第27号 那須烏山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第27号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、「那須烏山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」や指定管理者を導入している「各施設の設置条例」の規定に基づき、指定管理者の運用を図ってきたところでございますが、昨今、指定管理者を導入している一部の施設において、指定管理者の指定の取り消し、それに伴う当該施設の営業停止という不測の事態が発生する事案がございました。

そういった事案に対し、指定管理者を導入している各施設の設置条例における現行の規定を見てみますと、若干の規定上の不足が見受けられるところでございます。本改正につきましては、今回の事案を機に、それらの不足規定を補うこととするとともに、これまでの運用における課題を整理をした中での補完すべき事項や明文化すべき事項の整備を一括して行おうとするものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、慎重にご審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） それでは、議案第27号の補足説明をさせていただきます。

なお、今回のこの改正の対象となります関係条例は全部で15条例となります。まず、議案書のほうにつけておきました新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。まず、改正条例の第1条は、那須烏山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正になります。

今回の一部改正の趣旨は、指定管理者の指定の取り消し要件の整備でございまして、第14条の指定の取り消し等の該当要件につきまして、まず指定管理者が法令、条例等や協定に違反したとき、2番目、指定管理者が前条に定める指示に従わないとき。3番目、その他指定管理者としての管理を継続することができないと認められるとき。このようなものに該当する

場合には指定を取り消すことができるよう、指定の取り消し要件をより具体的に定めようとするものでございます。

続いて次のページをお開きください。改正条例の第2条は、那須烏山市農産物等加工処理施設管理及び使用料条例の一部改正になります。この一部改正の趣旨は、指定管理者により管理を行わせている場合に、先ほど市長の説明の中にもございましたように、指定の取り消し等を受ける事態が発生した場合や、当該指定管理者が災害等により運営困難となった場合に、一時的または暫定的に市長が指定管理者にかわり、その施設の運営、維持管理等が行えるよう所要の規定を設けるものでございます。

なお、次ページの改正条例第3条の那須烏山市農業会館設置及び管理条例の一部改正から、最終の改正条例第15条の那須烏山市観光物産センター設置、管理及び使用料条例の一部改正までの改正につきましては、先ほどお話しした指定管理者についての設置条例の一部改正ということで、既に同じ内容になります。ただし、改正条例第6条でございますけれども、これは那須烏山市ふれあい交流体験館設置及び管理条例の一部改正でございますが、この改正につきましても、先ほどご説明申し上げました内容と同様の規定を設け、第2条におきましては、体験館を構成する施設の名称を具体的に列記することとしております。

また、第7条の使用の許可の対象施設について整理するとともに、第12条におきまして使用料等に関する規定を新たに設け、その額について別表で定めることとしているものです。これらの規定の整備につきましては、指定管理者にその施設の管理を行わせる場合に、自治体が定める使用料を当該指定管理者が利用料金として徴収し、当該指定管理者の収入とする仕組みを導入するために行うものでございます。

なお、別表の使用料につきましては、指定管理者が利用料金として徴収する場合の上限額でございまして、実際にはこの上限額の範囲内で指定管理者が定めることとなります。また、これらの使用料に関する規定の追加に伴いまして、題名につきましても「那須烏山市ふれあい交流体験館、設置、管理及び使用料条例」というふうに改めるものでございます。

最後になりますが、これら一部改正の施行につきましては特段の施行日を設定する必要はございませんので、公布の日から施行することとし、これらの規定の整備が即日反映されるようにするものでございます。

以上で説明とさせていただきますが、何とぞ慎重審議の上、可決、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） ただいま上程されている議案第27号 那須烏山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例等の一部改正についてでございますけれども、これは全体的に指定管理を今していただいている施設を中心に指定の手續に関する条例を定めようということで、中を見させていただきました。これは各施設とも第3条の第5項、大体全部同じかと思うんですが、第5項の中の（3）の中に指定管理者が火災その他やむを得ない事由により管理の業務の全部または一部を行うことが困難となったとき、5項の部分では市長は第3項の指定管理者が行う管理の業務の全部または一部をみずから行うものとするというふうに書いてあります。これはこういうことであると、指定管理者をしているにもかかわらずやむを得ない事由、災害の場合は別でございますけれども、そのやむを得ない事由というのはどの辺のことを想定されているのか。もし具体的なやむを得ない事由というものをお考えであったら、1、2挙げていただきたいということと、一部または全部ということになると、これは指定管理を解除しないでどこか足りない部分だけは市がやっていきますよという形になってしまうのではないかなというふうな危惧もあるわけですが、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 第3号の取り扱いにつきましては、具体的なものを見出すことはなかなか難しいと思いますが、指定管理者が災害あるいは施設の中でも一部が災害に遭ってしまったというようなことでできない場合もありますので、その場合はその一部もできませんけれども、そういった不慮の事故に対応しまして継続的にオープンができるように市のほうも対応していきたいという考えでございます。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 災害その他のやむを得ない事情によりと今、課長のほうからの説明で災害を含めた一時的にやむを得ない事由のときには、一部市のほうでもその間だけ業務をかわって行うことができる。また、全面的にかわって行うというふうに解釈してよろしいのかなと思っているんですが、それでよろしいでしょうか。では、わかりました。

○議長（水上正治君） 了解ですね。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第27号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第11 議案第28号 那須烏山市情報公開条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第11 議案第28号 那須烏山市情報公開条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第28号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、情報公開や個人情報保護についての審査機関であります那須烏山市情報公開及び個人情報保護審査会から出資法人等の情報公開に係る適用範囲の拡大についての提言がなされたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、慎重審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） それでは、議案第28号の補足説明をさせていただきます。

那須烏山市におきましては、公正で開かれた市政を推進するために情報公開条例によりまして、市が持つております情報を市民からの請求に基づき公開しております。こういった情報の公開に対し、市民から不服の申し立てがあった場合に第三者的立場から審査する機関といたしまして、那須烏山市情報公開及び個人情報保護審査会が設置されております。

今回の一部改正の趣旨であります出資法人等の情報公開に係る適用範囲の拡大につきましては、昨年の12月18日付で市長あてに提出されました審査会答申においてなされた提言でございます。その具体的な内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の一番後ろのほうに新旧対照表が添付されておりますので、こちらをごらんいただきたいと思っております。まず、右側の現行の第25条でございますが、この条文の趣旨は出資法人等の責務ということで、市が出資する法人その他の団体で市長が別に指定するものを出資法人等といたしまして、その出資法人等については市からの出資を受けている立場から、市民に対する説明責任を果たす必要があるため、自主的に情報公開を実施するよう、出資法人等や市長の責務を定めたものであります。

先だつての審査会の答申では、この出資法人等のように出資という税金を財源とした財政上の援助という観点からすれば、補助金等の交付も税金を財源とした財政上の援助ということができ、その補助金等を受けている法人その他の団体についても、その交付した金銭の使いみちについて市民に対する説明責任を果たすことが必要であるといまして、補助金等を受けている法人、その他の団体についても条例第25条の対象に加えることを求めるものとした旨の提言がなされました。

その提言を受けまして、検討した内容が左側の改正案になるものでございます。まず、第1項では、市から出資、補助金等の交付その他財政上の援助を受けている法人、その他の団体を出資法人等といたしまして、その出資法人等については市民からの税金を財源としたものであるという公共性を十分認識し、その保有する情報の自主的な公開に努めなければならないとした出資法人等の情報公開の努力義務を課すこととしております。

続く第2項と第3項でございますが、実施機関に対し出資法人等に関する情報の公開請求があった場合、その情報を市が保有していない場合であっても、市を介して公開に応じることができる仕組みを設け、出資法人等の情報公開が推進されるようその取り扱いを定めることとしております。

さらに第4項と第5項におきましては、出資法人のうちでも財政上の関与が大きい出資法人等を指定出資法人等といたしまして、その指定出資法人等については情報の公開に関する規定

を定め、その保有する情報の一層の公開に努めなければならないとした情報公開の実施義務を課すこととし、市長はその指定出資法人等に対し、規定の整備やその他必要な事項の指導を行うこととしております。なお、今回この指定出資法人等につきましては、現段階におきましては社会福祉法人那須烏山市社会福祉協議会、社団法人那須烏山市シルバー人材センター、財団法人那須烏山市農業公社、那須烏山商工会、那須烏山市観光協会、那須烏山市体育協会の6団体を予定しております。

最後になりますが、この条例の一部改正の施行につきましては、本年4月1日から施行することとしておりまして、本改正により定めた新たな出資法人等の情報公開制度が適切に運用されるよう対応していくこととしております。

以上で補足の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第28号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第29号 那須烏山市職員定数条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 次に、日程第12 議案第29号 那須烏山市職員定数条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明をお願いします。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第29号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、退職、採用、異動等により平成22年度の職員数に変更となることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、慎重にご審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） それでは、議案第29号の補足説明を申し上げます。

議案書の一番後ろのほうに新旧対照表がございますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。職員の定数の適正化につきましては、平成22年4月1日における職員数を300人ということで数値目標を掲げまして、この数を基準といたしまして、退職者と新規採用者数のバランスを図りながら毎年順次削減を図ってきたところでございます。

そういった背景を踏まえました中で、平成22年度の職員の定数につきましては、昨年度の295人から5人減じまして290人となります。この定数の減少の内訳といたしましては、マイナス要因となります平成21年度末での定年等の退職者が10人でございます。逆にプラスの要因となります採用者数につきましては平成21年度、年度途中で七合診療所の医師を採用いたしました。1人でございます。また、平成22年度の新規採用者が4人でございますので、差し引きした結果5人の減となるわけでございます。

この5人の減員につきましては、市長の事務局の職員と教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に関する学校その他の教育機関の職員の配置を調整することで対応しようとしております。また、選挙管理委員会の事務部局の職員数の定数につきましては、平成22年度に予定されている配置数に合わせようとするものでございます。

本改正の施行につきましては、平成22年4月1日からとすることとしております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 今回の条例改正は職員数295人から5名削減するものでありますが、ただいまの総務課長の説明によりますと、3月退職者数は10名、それに新規採用が途中1名にプラス新しく4月から4名、5名プラスということになるわけです。さらにお伺いしますが、この正規の職員以外に嘱託職員や臨時職員も採用すると思うんですが、参考のためにこの嘱託職員数、4月から何名採用する予定なのか。また臨時職員についても何名を予定しているか、お伺いします。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 職員定数は今の説明のとおりでございますが、平成22年度の臨時職員等につきましては過日お知らせ版等を通しまして募集を行ったところでございます。緊急雇用対策を含めると、各施設等の臨時職員等につきましては82名を予定しております。この数字につきましては昨年より若干少ない数字かなと思いますが、緊急雇用分も含めましての対応でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） そうしますと、嘱託職員と臨時職員を合わせて82名ということでしょうか。了解しました。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第29号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第30号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 次に、日程第13 議案第30号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第30号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、これまで非常勤特別職として位置づけされていなかった産業医、予防接種医、乳幼児健康診査嘱託医、乳幼児健康診査嘱託歯科医や平成22年度から設置する消費者センターに置かれる消費生活相談員を新たに非常勤特別職として位置づけ、それらの報酬を設定するとともに、個別の設置条例において臨時委員や専門委員が規定をされている附属機関について、これらの臨時委員、専門委員を任命した場合にも明確に報酬が支給できるよう所要の規定の整備を図るものであります。

また、特別職の職員が遠隔地からの通勤に要した実費相当費用に対して、費用があると認めるときは費用弁償として通勤費を支給できるよう所要の規定の整備を図るものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、慎重にご審議の上、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） それでは、議案第30号の補足説明を申し上げます。

議案書の一番後ろのほうに新旧対照表がついておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。まず、第5条に新たに第4項と第5項を加える改正でございます。これは先ほどの市長の提案理由にもございましたように、特別職の職員が遠隔地からの通勤に要した実費相当費用に対しまして、必要があると認めるときは費用弁償として通勤費を支給できるようにするものでございます。

具体的にどのようなケースを想定しているかと申しますと、次のページをお開きいただき

と思いますが、この左側の改正後の表でいいますと、防災会議、国民保護協会、また下のほうに行きまして環境審議会や土地計画審議会の区分に、今回新たに委員のほかに専門委員や臨時委員の区分が設けられております。これらの審議会の設置におきましては従来より専門委員や臨時委員の位置づけがあったわけでありましたが、これらの専門委員や臨時委員を任命した場合に、現行の区分では専門委員や臨時委員に報酬を支給できるか疑義が生じるおそれがあったものを明確にいたしまして、報酬を支給できるように整備を図ったものであります。

これらの専門委員や臨時委員につきましては、高度な専門的な知識を持つ専門家や大学教授などを想定している部分もございますので、場合によっては県外などの遠隔地に住む者を招聘することもございます。そういった場合に新幹線などの交通機関を利用した場合の実費については、報酬のほかに費用弁償といたしまして通勤費を支給することができるようにしたものでございます。これらにつきましては、項目ごとの専門委員あるいは臨時委員というものをきちんと明確にした上での費用弁償ということにするものでございます。

あわせて、今回につきましては4月1日からの適用を考えております。先ほど第4項を第5項に加えることにしたものでございますが、通勤費を支給するにあたりましては何キロ以上をその支給の対象にするということにつきましては、本改正では第5条第4項におきまして通勤に要する距離が相当程度ありとしか規定しておりませんが、基本的に当面の運用としては片道20キロ以上あたりを目安にしていきたいと考えております。

最後に新旧対照表の別表第1表をごらんいただきたいと思います。本改正につきましてはただいま説明しました新たな費用弁償制度の創設のほかに、これまで非常勤特別職として位置づけをされていなかった産業医、予防接種嘱託医、乳幼児健康診査嘱託医、乳幼児健康診査嘱託歯科医や平成22年度から設置いたします消費生活センターにおかれる消費生活相談員を新たに非常勤特別職として位置づけようとするものでございます。なお、額につきましては、本条例で既に規定されております福祉事務所嘱託医や介護認定審査会委員の医師の支給額が日額2万円ということですので、これらの額の例にならない同額とするものでございます。

また、平成22年度から設置いたします消費生活センターにおかれます消費生活相談員につきましては、県内各市の相談員の報酬額を参考にしながら日額8,800円と定めるものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑

を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第30号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 議案第31号 那須烏山市職員給与条例及び那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第14 議案第31号 那須烏山市職員給与条例及び那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第31号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正に伴い、月60時間を超える時間外勤務に対して時間外勤務手当の支給割合を引き上げるとともに、当該支給割合の引き上げのかわりに付与することができる時間外勤務代休時間を創設するため関係条例についての所要の改正を行うものであります。

また、今回の改正にあわせて、土日及び祝日に勤務をした場合の代休日や各種休暇の単位及

び特別休暇の取り扱いなどについて所要の規定の整備を図るものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、慎重にご審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の説明を求めます。

総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） では、議案第31号の補足説明を申し上げます。

議案書の裏面のほうに新旧対照表がついておりますので、そちらを参考にしながらご説明を申し上げたいと思います。まず、時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正の概略につきましてご説明を申し上げます。この労働基準法につきましては、長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や仕事と生活の調和を図ることを目的といたしまして、平成20年12月に交付され、本年4月1日から施行されるものであります。

まず、ポイントの1点目でございますが、月60時間を超える時間外労働について割増賃金率を現行の25%から50%に引き上げることであります。2点目につきましては、ただいま申し上げました月60時間を超える時間外労働に対しまして適用される50%の割増賃金について、その割増賃金の支払にかえて有給の休暇を付与する仕組みを導入することです。本条例の改正はこの改正労働基準法を踏まえ、本市といたしましても月60時間を超える時間外勤務に対しまして時間外勤務手当の支給割合を引き上げるとともに、当該支給割合の引き上げのかわりに付与することができる時間外勤務代休時間を創設しようとするものであります。

それではまず第1条の改正でございますが、那須烏山市職員給与条例の一部改正の内容であります。まず初めに第13条の改正でございますが、時間外勤務手当に関する条文でございます。先ほど説明申し上げました月60時間を超える時間外勤務に対する時間外勤務手当の支給割合の引き上げに関する規定を、次ページにお示しするように第4項から第6項として新たに設けるものであります。

規定内容を要約いたしますと、第4項の内容は、時間外勤務が月60時間を超えた場合はその超えた時間についての時間外勤務手当の支給割合につきましては、平日の時間外勤務分であれば通常100分の125でございますから、それではなくて100分の150としまして支給するという内容でございます。また、土曜日の勤務分であれば100分の135ではなく100分の150として支給するものであります。

続いて第5項の内容は、月60時間を超える部分の時間外勤務手当の支給割合の引き上げのかわりに、時間外勤務代休時間を指定され、当該時間外勤務代休時間を取得した場合には時間外勤務手当の支給割合の割増は行わないというものであります。

なお、第6項の内容は再任用短時間勤務職員についての特例規定になりますが、本市におき

ましてはそういう職員はおりませんので、説明は省略させていただきます。

前のページにお戻りいただきまして第12条の改正についてのご説明を申し上げます。この第12条は給与の減額に関する条文でありまして、通常の勤務時間において特に承認もなく勤務しなかった場合には、給与を減額することを定めたものでありますが、年次休暇、病気休暇、または特別休暇を取得した勤務しなかった場合などは、この減額の適用が除外されることになっております。本条の改正につきましては、この減額の適用が除外される場合といたしまして、時間外勤務代休時間を指定され、当該時間外勤務代休時間の取得によって勤務しなかった場合については減額の適用を除外するものであります。また、その他所要の規定の整備も行っております。

次に第13条第3項の改正につきましても、再任用短時間勤務職員についての特例規定になりますので、説明は省略いたします。

続いて第2条による改正であります。那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正の内容についてご説明申し上げます。新旧対照表の該当ページをお開きいただきたいと思っております。まず初めに、第8条の4を追加することについてご説明申し上げます。

先ほど説明申し上げました那須烏山市職員給与条例の条文中においても、既に時間外勤務代休時間という用語が出ておりましたが、正式にはこの第8条の4を追加して初めて時間外勤務代休時間が創設されることとなります。この時間外勤務代休時間の指定につきましては、職員の希望を尊重して行うものとされておりまして、その指定は月60時間を超える時間外勤務をした月の翌月から2カ月以内に1時間単位で指定することを運用することとしております。

また、これに関連しまして第5条の週休日の振り替えや第10条の休日の代休日についても改正することとしまして、時間外勤務代休時間と同様に1時間単位の振り替えや代休日の指定ができるよう所要の規定の整備を図ろうとするものです。

次に、第12条以降の改正につきましては、今回の改正にあわせまして各種休暇の単位及び特別休暇の取り扱いなどについて所要の規定を図るものでございます。まず、年次有給休暇を初めとする各種休暇の単位につきましては、半日単位の休暇を新たに設定いたしまして1日、半日または1時間にしようとするものであります。これにつきましては、本年4月から職員の勤務時間が7時間45分に改定することに伴いまして、午前中だけの休暇や午後からの休暇の取得を円滑にかつ適正に管理できるようにするものでございます。また、第18条の追加であります。この臨時的任用職員及び非常勤職員の勤務時間、休暇等の取り扱いにつきましては、これまで明文化された基準がないまま運用してきた経緯がございますが、これを是正するためにまずは条例上におきまして基準を明文化する根拠規定を設けまして、その詳細な基準につきまして別途規則において定めようとするものであります。

続いてページをめくっていただきまして別表第1の改正関係をごらんいただきたいと思えます。この別表第1につきましては、特別休暇が認められる要件、それから、その期間を規定しているものでございます。このうち5の項の職員が結婚する場合で云々と始まる部分がございますが、この特別休暇はいわゆる結婚休暇といわれる休暇でございまして、この結婚休暇の取り扱いにつきましては、結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後6カ月を経過するまでの期間内において、週休日を除いた連続する5日の範囲の期間に変更しようとするものであります。

このことにつきましては、これまで結婚の日後1カ月を経過する日までの期間内というふうにして運用してきたところではありますが、近年は結婚式を挙げても新婚旅行などはすぐ行かずに、結婚式を挙げた後に旅行の計画を立て、また所掌事務の繁忙等を考慮しながら決行する傾向にあります。そういったことから1カ月の期間内に取得することが困難な場合が見受けられますので、これを6カ月の期間内に延ばすことにより、休暇をより取得しやすくし、また土日を含めて連続7日の休暇を疑義なく取得できるよう所要の規定の整備を図るものであります。

続いてページをめくっていただいて、別表第1の最後の部分をごらんいただきたいと思えます。この別表第1に規定する特別休暇の基本的な取り扱いを備考として規定するものであります。特別休暇につきましては、基本的には必要と認められる期間休むことができる制度ですので、原則的には1日、1時間または1分の単位で取り扱うこととなりますが、その例外となるものとしまして12の項から14の項までの休暇にあつては、1日、半日または1時間を休暇の単位といたしまして、17項の休暇にあつては1日を休暇の単位として取り扱うことを条例上明文化するものであります。

続いて別表第2の改定につきましてご説明を申し上げます。この別表第2は、いわゆる忌引休暇と言われる休暇でございまして、この忌引休暇の取り扱いにつきましてはその範囲及び取り扱いを明確にするために所要の規定の整備を図るものであります。

その1つといたしまして、おじまたはお婆の取り扱いでございまして、この別表第2の中段部分におじまたはお婆の区分があります。このおじまたはお婆は、例えば女性職員が結婚した場合に血縁関係のないいわゆる姻族として夫のおじまたはお婆が該当するのかどうか疑義が生じることがしばしばありました。このことにつきましては、血縁関係のないいわゆる姻族であったとしても、親戚関係のつき合いは相当程度あると認めるのが社会通念上の見方であり、それらの場合も忌引休暇を認めるものとしたものでございます。

そのことを明確にするために一番下のおじまたはお婆の配偶者の区分をおじもしくはお婆の配偶者のほかに、配偶者のおじもしくはお婆の配偶者を加えることによって表現を明確にするものであります。また別表第1と同様に別表第2も2項を設けまして、忌引休暇の基本的な取り扱いを規定するものであります。

以上が第2条の改正であります。那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正の内容になります。

最後に附則の部分でございますが、附則の改正であります。那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。新旧対照表の一番最後のページになります。これは第1条による改正における那須烏山市職員給与条例の一部改正におきまして、月60時間を超える時間外勤務に対する時間外勤務手当の支給割合の引き上げに関する規定が新たに加えられた関係で、それらの規定を育児休業制度における育児短時間勤務をしている職員や、任期つき短時間勤務職員に適用する場合の特例規定を設けるものでございます。なお、職員給与条例の一部改正において説明いたしました再任用短時間勤務職員と同様に、育児短時間勤務をしている職員や任期つき短時間勤務職員については、本市におきましては対象職員はおりません。

以上、那須烏山市職員給与条例及び那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正につきまして、ご説明を申し上げます。これらの改正の施行につきましては、平成22年4月1日から施行することとしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） ただいま上程中の第31号議案について質疑を行いたいと思います。

時間外勤務というのは、三六協定という労使が締結をした条件のもとに時間外勤務ができると規定されております。そういう中で、月60時間を超えるという現実的な勤務状態があるのかどうか。この点についてお尋ねいたします。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 平成21年度の1月までの実績でございますが、延べ人員にしまして1カ月当たり60時間を超えた人数は13人おります。そのうち3人につきましては選挙関係の事務が入ったがために月60時間を超えたという職員でございますが、それ以外の通常業務の中では60時間を超えているものは、月で換算いたしますので延べ10名ということになります。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） そうしますと1人当たり年間200時間という規定があったかと思うんですが、この点に関してはほかの月にそういう時間外ができない条件をつけるということになるんですかね。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 基本的に勤務時間の抑制ということは常々会議等におきまして職員の皆さんに周知徹底されるよう説明はしているところでございますけれども、いかんせん仕事が急に入ってきました、それがその月によっては時間外が60時間を超えてしまうというようなことになってきておりますので、管理しております総務課といたしましては極力抑制する方針でございますけれども、実績は支給するという考えでございます。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 民間企業においては、月の時間外勤務は大体20時間というのが限度額なんです。したがって、土日の勤務の場合、2日を超える場合には代休という制度をとっているんです。そういう点についてはいかがですか。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 大体の説明は総務課長の説明したとおりであります。実際、全職員に人件費の抑制のため、時間外を抑制しようということは常々指示しているわけですが、選挙の場合、選管の職員はどうしてもほかの職員にかえるわけにはいきません。したがって、その選挙の集中期間は選挙の告示前から投票日、投票後の事務処理がどうしても選管の職員はやらざるを得ない。そういうものがあるということをご理解賜りたいと思います。

これはちょっと事業課においても今たくさん事業を抱えて技術職員、これは一般事務職員はどうしてもかわれない部分もございます。そういった方にしわ寄せになって時間外をやらざるを得ないという実態もあるわけでございます。当然、代休も設定したいわけですが、その期間はどうしても代休はとれないという実態もございますので、しかし、職員の人件費抑制、それから健康管理面からはそういったことで、ないように努めていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（水上正治君） ほかに。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 2点お伺いいたします。

まず1点、これは総務課長からご答弁をいただきたいんですが、今回の改正により職員側は休暇とか時間外手当等で有利になったと解してよろしいのでしょうか。

2点目、これは市長からご答弁をいただきたいと思いますが、市職員にはさまざまなきめ細かな休暇制度が設定されているわけです。しかし、一般企業にはこれほどの休暇制度はないのではないかと考えております。市長は職員が一般企業に比較し優遇されていることについて、どのようにお考えでしょうか。2点お伺いします。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） お答えをいたします。議員ご指摘の給与条例の改正等についてでございますけれども、一般企業と比較をいたしまして、私も公務員は大変恵まれている制度だと正直思います。しかしながら、那須烏山市の人事給与の条例等につきましては、いずれも人事院勧告に基づいて準拠させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 今回の改正によりまして、60時間以上につきましては100分の150という割増賃金になる。これはメリットがあるのかと思いますが、ただ、やみくもに時間外をやればいいというものではございませんので、今回の労働基準法の改正の趣旨にもございますように健康管理ということも1つの大きなねらいにありますので、こういった部分の時間外を延ばすというようなことは逆ですよ。時間外ができるだけないような執務計画を確立していきたいと考えております。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 総務課長の答弁は了解をいたしました。私も元役場職員で長く勤めさせてもらいました。その当時から一般企業から比較しましたら相当優遇された休暇制度もありました。しかし、職員という立場で言いますと、その優遇されていることが全くわからないんです。これが当然だと。そういうような考えで私もいたような気がします。そういうわけですから、多分今の職員もこれで当然というような感じではないかと思っておりますので、その辺のことを市職員の場合は一般企業から比較して優遇されているんだということを認識するようなお話もときにはすべきではないかと思っております。

以上です。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第31号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 議案第32号 那須烏山市総合計画審議会設置及び運営条例の一部
改正について

○議長（水上正治君） 日程第15 議案第32号 那須烏山市総合計画審議会設置及び運営条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第32号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本市では、ご案内のとおり、みんなの知恵と協働を基本理念といたしました市総合計画ひかり輝くまちづくりプランが平成20年度よりスタートいたしております。この際、当時の市総合計画審議会からは総合計画策定時のみならず、これに基づくまちづくりの進捗状況をチェックする市民主導による市総合計画進行管理体制の確立の必要性についても、審議会答申の中でご示唆いただいたところでございます。

市では、この審議会答申を尊重し、平成20年9月に宇都宮大学の中村教授を座長とした民学公連携型的那須烏山市・総合計画進行管理システム研究会を立ち上げ、進行管理システムのあり方に関する調査研究を進めてまいり、先般、平成21年7月に提言書の提出をいただいたところであります。

主な内容でございますが、進行管理体制に求められる視点といたしまして、継続性や履行責任を担当するため条例等による法的位置づけを有する組織であること。有権者かつ納税者である市民が主体となった生活者目線の組織とすること。メンバー構成については、大学等の学識経験者及び市民等からの公募を基本とすること。不足するノウハウや専門知識を機動的かつ柔軟に補完できる人材活用の仕組みも講じることなどの示唆をいただいております。

一方、現下新政権におきましては、地域主権国家ビジョンを旨とした地域主権改革が本格的

に推進されようといたしております。したがって、今後は各種計画や条例等を初めとするまちづくりの根拠や基準を自治体みずからの判断と責任において考え、決定していく時代になりますことから、これまで以上に、市の政策形成、決定プロセスへの市民みずからの責任ある参画の仕組みづくりが不可欠になってまいります。

本議案はこうした背景や動向等を十分に踏まえ、那須烏山市総合計画審議会設置及び運営条例の一部改正を行うものであります。

内容の詳細につきましては、総合政策課長から説明をさせていただきますので、慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

総合政策課長 国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） それでは、議案第32号 那須烏山市総合計画審議会設置及び運営条例の一部改正について説明をさせていただきます。

新旧対照表により説明をさせていただきますので、議案書の別添新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。まず、題名及び第1条の改正であります。ただいま市長提案理由の要旨の観点から、那須烏山市総合計画審議会を那須烏山市総合政策審議会に改めるものであります。第2条については、審議会の名称変更に伴い設置の趣旨について文言の改正を行うものであります。次に、第3条の所掌事務についてであります。市民等が市の政策形成、決定プロセスに積極的に参画できるよう、従来の総合計画策定に加え、その進行管理や行財政改革に関する事項、さらには市政の運営に関する事項について調査、審議をするとともに、新たに第2項において審議会が、これらの所掌事務に関する意見や提言を行うことができるよう規定をいたしました。

次に第4条の組織等についてであります。研究会提言を尊重し、委員構成については学識経験のある者、公募により選考した者、その他市長が適当と認める者に改め、第2項で委員の任期を2年とし、補欠員の任期は前任者の残任期間に改め、新たに第3項では委員は再任されることができる旨規定を加えたものであります。

第4項は新たに1項が加えられたことにより1項を繰り下げる改正であります。

次に第5条として、臨時委員の規定を加え、審議会における所掌事務の範囲の拡大に伴い、専門的知識やノウハウを有する人材の機動的かつ柔軟な活用が求められる場面も想定されることから、審議会に市長が任命する非常勤の臨時委員を置くことができる規定を設けました。

第6条、第7条は、新たに第5条が設けられたことにより1条繰り下がる改正とともに、臨時委員の文言を加えるものであります。第8条は新たに資料の提出の依頼の規定を加えたもの

であります。

審議会がさまざまな調査、審議を遂行していくにあたり、必要な情報及び資料を収集し、効率的な調査研究の推進が図られるよう、審議会の総意をもって関連資料の提出等を市長に依頼できる規定を新設したものであります。

第9条、第10条、第11条の改正は、新たに第5条、第8条の2条が加えられたことにより2条繰り下がる改正であります。

附則であります。施行期日につきましては公布の日から施行するものであります。

附則第2項は審議会の名称を改めることや、臨時委員の新設に伴い那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例、別表第1について本附則にて改正するものであります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第32号の市総合計画審議会設置及び運営条例の一部改正についてでございますが、審議会は総合計画策定のみならず、その総合計画の進行状況を進行管理する。また、その後の後期計画等も見すえた試行的取り組みを早急に開始する審議を行うということでございますが、協働のまちづくりを進めるという立場から、市民主体の一步進んだまちづくりということで提案されているということでございますけれども、この審議会のメンバーは15名ということでございまして、学識経験者あるいは公募により選考した者、その他市長が適当と認める者ということでございまして、このそれぞれの1から3の配分ですね、15名、どんなふうを考えているのかご説明いただきたいと思っております。

さらには、所掌事務の範囲が広がることから、必要に応じて専門的な臨時委員を置くということでございますが、この臨時委員はおおむね何名程度を想定しておられるのか。この臨時委員はこの審議会委員と同等の権限があるのか。あくまでも専門的な審議や意見を述べるにとどまって、決定権はないのか。その辺の進め方あるいは総合政策審議会の運営はおおむね月1回とかあるいは3カ月に一度とか年に1回とか2回とか、どのような範囲で会議を進めて、これらの運営を図ろうとするのか。その辺の考え方についてご説明をいただければと思います。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） まず、組織統合の委員の15名の考え方でございますが、現時点におきましては詳細については人数の割り振りはまだしておりません。これから公募による者あるいは学識による者、市長が任命する者等についての詳細な内容については今後決定

していきたいということでございます。

臨時委員の考え方でございますけれども、これにつきましてもその課題と申しますか、専門的なノウハウを求める場合が想定されます。それがどういう場面か、それに応じて臨時委員の数も専門的な方1名がいいのか2名がいいのか、それはその課題の数によって変わってくるということでございますので、これも流動的であるということをご理解いただければと思っております。

なお、この決定権と申しますか、当然審議会の中に入らせていただいて意見を述べていただくということでございますので、臨時委員の方の意見も十分に参酌をして審議会の中で最終的に決定をさせていただくという考えを持っております。

それから、会議の回数等でございますけれども、平成22年度から先ほどの所掌事務等を行うにあたりまして想定されております回数等もはっきりまだ決定はしておりませんが、6月ごろ最初にできれば発足してみたいというふうに思っております。その後、年度内ということになれば、月1回のペースでやっても10回程度を想定しているのが現状でございます。

以上です。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） これから公募を図ったり人員を選考したりして、おおむね6月ごろ発足をして、毎月1回、年10回程度当面は進めたいということではありますが、一面から見ますと、そういう専門的な知識を有する人が系統的に市の総合計画の進め方あるいは進行状況あるいは今後の計画についても注意深くいろいろなご提言をしたり、研究をされたりということは非常にありがたいと思うんですが、市民を含めたチェック機能を有するというふうに書いてありますので、その辺、あまりにも大学の先生や専門的な知識を有する方と役場の事務職員だけで市の総合計画を進められるというの、果たしてこれが本当に市民のためになるかどうかというのは難しいことになると思うので、そういう意味で市民の皆さんに審議の過程とか途中経過とか内容についてPRや広報するようなことができるのかどうか。あるいは例えば議会と審議会のメンバーで話し合いとか研究会とかをすとか、そういう総合的な形で市民のレベルで行政の運営を発展させるということを進めていただきたいというふうに思うんですが、その辺の考え方、どのように考えていらっしゃるか、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） 組織の関係でありますけれども、今の研究会の段階で申し上げますと、あれは平成20年度に立ち上げました総合計画審議会、その計画を策定いたしました審議会の構成を思い出してみますと、学識経験と申しますか大学の先生はご存じのよう

に中村教授ただ1名でございました。それ以外については公募委員、それから各種団体の長という方が入ってございましたけれども、今回は先ほど申し上げました今後詰めていきたいというふうに思っておりますけれども、大学の先生をお願いするのであれば1名ないし2名程度、それ以外については極力公募委員を採用したいというふうには考えております。

それから、この計画の過程での関係であります、当然議会等に対しましては随時報告を申し上げる。あるいは市民に対してもあらゆるメディアを使いまして公表あるいは情報提供をしていきたいというふうに思っていますし、平塚議員のほうから提案がございました議会との意見の交換という場が必要ですよということになれば、当然そういう場も設けていってもよろしいのではないかとこのように思っております。

以上です。

○16番（平塚英教君） 了解。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） ただいま上程されております議案について同じく2、3お伺いしたいと思います。

ただいま平塚先輩議員から年に何回ぐらい開催するんだという部分で、ほぼ月1回、大体年に10回ぐらいを予定しているというふうなお話を伺いました。これは内容を見ますと、いろいろ総合政策審議会の中でやっていただく事項、総合計画の策定及び進行管理に関する事項、行財政改革に関する事項、その他市政の運営に関する重要な事項と大変多岐にわたっております。

10回ぐらいと多い分には結構だと思うんですが、その中でただいまの平塚先輩議員の質問とダブる部分がありますけれども、本当に学識経験者、それから公募により選考した者の中で、公募は今までも何回もされていると思うんですが、残念ながら本市においては、私、客観的に見ているところ、あまり公募に対して市民の反応がない、関心が浅い部分があるのかなというふうな感じがしております。多くの人から意見を聞くということは大変結構でありますけれども、学識経験者の部分についても特定の大学の特定の教授という観点からではなくて、もっと幅広い中から選考することも必要なのではないかと。

また、公募によってもある程度決まった方であった場合には、もうちょっと違う形の選考もあるのかな。それから、各種団体とか組織などの長もいろいろな、私は昨年12月に一般質問の中でさまざまな委員会があって、その委員会が本当に機能しているのかというような質問をさせていただいた経緯がございますけれども、同じ団体の長が幾つもの委員会にまたがって役職を兼任されている。本当に大変なんだという声も一方では聞くわけです。

ですから、大変これはハードな、そしていろいろ審議範囲の広いものでありますから、その

辺のところをもっと柔軟に考えていただいて、公募といってもあまり決まった同じ方がずっというのではなくて、広い範囲で公募ももっと周知しなくてはならないでしょうし、公募ですから上がってきた中から選ばなくてはならないという条件もありますけれども、本当に広い範囲で意見が吸収できるような、多岐にわたってのことですから、そういう部分については委員会というのではなくて、ときには分科会みたいな形で審議するようなことも検討されたほうがいいのではないかとということが1つ。

それから、これもまた以前私が申し上げたことでありますけれども、市民の皆さんの声を聞くということ、これはまことに結構なことだというふうに思っております。それぞれの委員会とか審議会などを開いて、その中で答申をいただくということは大変重要なことであります。

しかし、一方では、やはり市長のほうからこういうことをしたいんだ。それについて審議をしていただきたいというような市長の方針とか構想などがあれば、それを具体的に出していただいてそれについて審議をしていただくというようなこと、総合計画の中でも市長が特にこれはこんなふうにやりたいんだというような思いもあろうかと思っておりますので、そういうものはぜひ市長のほうから積極的に具体的にそういう委員の方に提案をしていただいて、それについて協議をしていただくというようなことも1つの方法なのかな。全部お任せしてしまってそこで上がってきた答申ですからこうしますというだけのことであってはいけないのかなというふうに思うんですが、その辺について担当課長、また市長のお考えがあったら伺いたいと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） お答えを申し上げます。

今、久保居議員からいただいた視点でございますけれども、私も2期目のマニフェストの中には皆さんから産学官民挙げてつくっていただいたひかり輝くまちづくりプラン、またその前には新市の建設計画、そういったものを経緯的にこれから進むべき方向を基本といたしましたマニフェストであったつもりでございます。そのようなところから、ひかり輝くまちづくりプランとその進行のためには私の公約実現についてはぜひとも必要でございますので、そういったことも勘案をしながらこの審議会はお願いをするということになろうかと思っております。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） 公募の方法につきましては、久保居議員がおっしゃられたとおりでございます。幅広く公募をかけていきたいと思っております。分科会の設置につきましても、総合計画を策定する時点にあたりましては4分科会だったのでしょうか、分科会をやはり設置をして検討していただいている経緯もございますし、今後もそういう分科会については継続をして、総合計画の後期計画の策定にあたってはそういう手法を取り入れてやっていきたいというふうに思っております。

重要な事項というようなことでございますので、市長からご答弁がありましたけれども、例えば自治基本条例とかそういうものについても広く市民の方の意見を聞いていってはいかがかなというふうにも思っております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 3番久保居議員にちょっとお伝えしたいんですが、条例審査ですので、いわゆる政策論議ではありませんので、その辺、的を絞ってひとつよろしくお願いします。先ほどの質問はちょっと幅が広くなり過ぎましたものですから、後の機会をお願いします。

3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） ちょっと質問の的がこの議案から外れているということでございますので、それはまた後に回しまして、いずれにしても大変重要な、また幅広い審議を行う審議会であると思います。繰り返しになりますが、そこにゆだねた答申があるからそれに基づいて行うというだけではなくて、やはり市長のいろいろなビジョンもこの中に盛り込まれているわけです。総合計画の中には盛り込まれているわけでございますから、その中で市長が特に思っておられるようなことは、逆に委員会に投げていってもよろしいのかなというふうに思いますので、ぜひ立ち上げるからには実効のある審議会を立ち上げていただきたいと要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第15 議案第32号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 議案第33号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第16 議案第33号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第33号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国民健康保険税の減免措置としていわゆる社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、当該被保険者の被扶養者であった方が新たに国民健康保険の被保険者となった場合において、2年間後期高齢者医療制度と同様な緩和措置を受けられることになっておりますが、現内閣における後期高齢者医療制度の廃止方針に伴いまして、平成22年度以降の国民健康保険税の減免について、後期高齢者医療制度の廃止までの当分の間、経過措置を延長するために所要の改正を行うものであります。

これらの改正につきましては、過日、国民健康保険運営協議会においてご承認をいただいております。

詳細につきましては、市民課長に説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

市民課長高橋 博君。

○市民課長（高橋 博君） それでは、議案第33号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正につきまして詳細説明を申し上げたいと存じます。なお、ただいまの市長の提案理由と一部重複することがありますが、ご了承願いたいと思います。

今回の改正につきましては、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されました。これに伴いまして、社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することに伴いまして、例を申し上げますと、74歳の社会保険に加入されている方が75歳になりますと後期高齢者医療制度のほうに移行することになります。その扶養者、例えば奥さん等がいた場合、当然その被扶養者につきましては新たに国民健康保険のほうに加入するようになります。ただ、従来被

扶養者につきましては、保険料等は課税されておられません。

しかし、国民健康保険に加入することによりまして保険料が賦課されることとなりますが、従来課税されなかったことにかんがみまして、その被扶養者が国民健康保険になった日から2年間、保険料の免除と所得割、資産割につきましては免除、均等割につきましては5割軽減という規定を国民健康保険税条例で設けておりました。

しかし、昨年の政権交代によりまして、後期高齢者医療制度を平成24年度で廃止するという方針が打ち出されたために、今回、平成22年度以降の保険税の減免につきまして、現在の2年間の間とする経過措置を延長するわけでございます。当分の間というのは後期高齢者医療制度が廃止になるまで、平成24年まで延長するという改正でございます。

それでは、条例の対照表をごらんになっていただきたいと思います。今回の改正につきましては、いわゆる2年間の経過措置である減免措置について、2年間の間を当分の間とする読みかえ規定の改正をするということで、附則に新たに1項を加える改正でございます。

裏面をごらんになっていただきたいと思います。ここが読みかえ規定ということで、従来の第24条の2が今回新たに読みかえということになった場合には、市長は次の括弧のいずれかに該当するもののうち必要があると認めるものに対して国民健康保険税減額または免除することができるということで、現行の2年間のこのように読みかえを規定する。この読みかえ規定がいわゆる新旧対照表の新たな改正案で、附則に新たに第15号として追加するものでございます。なお、これらにつきましては平成22年4月1日から施行するというところでございます。

参考に、この制度で今まで該当している方は7名でございます。ですから、そのうち5名の方は本年の3月31日で2年間で切れるわけでございますが、今回の改正で平成24年まで当分の間また延長されるということでございます。また、7名のうち5名が今申し上げましたとおりでございまして、あと2名につきましては3月31日以降までありますが、この方につきましても当然当分の間ということで、新たに国民健康保険に入られた方については有利な改正かなと考えております。

以上で詳細説明といたしたいと思います。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 今回、ここで提案されておりますのは、国民健康保険税条例の一部改正でございます。これは今提案されて説明がありましたとおり、いわゆる社会保険の加入者の扶養である者の減免についての経過措置ということでございます。今の新政権になりました、平成24年度で後期高齢者医療制度を廃止するというような予定に基づいて2年間という社会保険者の扶養であった者、先ほど7名と言いましたね、これを減免するわけですが、これをこの新政権の方針に基づいて後期高齢者医療制度の廃止の日まで延長するというところでございますが、これは今の政権をとっていらっしゃる民主党さんのマニフェストを見ますと即廃止ということになっておりますので、本来であれば後期高齢者医療制度を即廃止していただきたいと思うんですが、新政権のもとで残念ながら4年間、今の体制でいくということでございますが、それに基づく経過措置でございますので、これは万やむを得ないということで賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（水上正治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第16 議案第33号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時30分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第17 議案第34号 那須烏山市子ども医療費助成条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第17 議案第34号 那須烏山市子ども医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第34号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

那須烏山市子ども医療費助成につきましては、子供に係る疾病の早期発見と治療の促進及び子育て家庭への経済的支援を目的といたしまして、現在、ゼロ歳から小学校6年生までを対象に保険診療に係る医療費の助成を行っております。

今後とも少子化の傾向が続くことが想定されますことから、定住促進と子育てに関する経済的な負担感のさらなる軽減を図るため、助成対象となる児童の年齢をゼロ歳児から中学校修了までに拡大し、また、持続可能な制度とするため、入院時食事療養費を助成対象外とし、子育て支援の充実を図るため条例の一部を改正するものでございます。何とぞ慎重にご審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） この子ども医療費について市長にお伺いしたいと思います。自治体ごとに財政事情とか優先課題というのが異なって、これは当然とっております。今回の医療費拡大、これが本当の少子化対策につながるのでしょうか。私は中学生まで医療費無料化といたしますと、それぞれの家庭で経済的には助かると思います。しかし、本当に少子化対策につながるのかどうかということについては、私は疑問を持っております。

全国的に見ても、この対象年齢、大半の県が就学前までとしているようであります。この問題はしばしば選挙のたびにまるで錦の御旗のように掲げまして公約に上げているわけなんです。知事選の場合も前回、小学3年生を6年生に引き上げるということで、この4月から実施するようです。

大谷市長におきましても、約束どおり中学3年生まで引き上げるといったわけでありましたが、

このこども医療費、中学3年生までとする自治体というのはこの4月から合わせて16市町だそうであります。県は小学6年生まで助成対象としている中、財政力の低い本市がそれを上まわる中学3年生までにしてよいものか。この辺のところ、市長に1点お伺いします。これは政策論争になるかもしれませんが、簡単で結構ですからよろしくお願いします。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） それではお答えをいたします。栃木県が昨年の6月に未来開拓プログラムを提言いたしました。その中での重要課題がこども小児医療の問題でございました。市町村長会議の中でも、このこども医療費についての県の提言は大方の市町村が認められないといったことで、紛糾いたした経緯もございます。

その中で、県が出した政策といたしますのは、小学校6年生まで医療費を無料化に拡大をして所得制限をつけようではないかという提案でありました。多くの市町村は小学校6年生までは知事の公約でもあり当然のことだ。しかしながら、この所得制限は事務の負担が大変大きいというようなところから、今後権限移譲が流れてくる中で、できるだけその辺の人件費の削減には努めたいというようなことから、多くのほとんどの市町村がそのことについては否としたわけであります。

したがって、県はこの下部組織といたしまして小児医療を考える懇談会を10人の市長、町長合わせて5人、5人だったんですけれども、保健福祉部長を座長とする政策懇談会を立ち上げまして、私もその一員として発言をさせていただいた経緯がございます。その中で、この隣の群馬県につきましては、大体同程度の同規模の人口を有している栃木県と同等の自治体と私は理解をいたしております。それがいち早く中学校3年生までの医療費無料化に踏み切りました。これは県のリーダーシップそのものでございます。

したがって、そのようなことを踏まえると、この小学校6年生までをまず第一段階として、第2段階は早急に中学生まで拡大すべきという主張を訴えてまいりました。そういう中で、まずは何と言っても、栃木県民というそのころ200万人の県民は社会保障といわれる分野、福祉、医療、教育については同程度のサービスを受ける権利を有すると私は思います。財政力ということからいたしまして、そういう社会保障が脅かされるということはこの生存権が脅かされるということに等しいと思いますので、やはりこういった福祉、教育、医療、いわゆる社会保障と言われる分野は宇都宮市民にしても那須烏山市民にしても、那珂川町民にしても、やはり同程度のサービスを受けるべきだ。これが私の主義主張でございます。

そのようなところから、私も財政上の観点というよりは、栃木県と同程度のサービスをずっと模索してまいりました。もう少し早く本来は中学校3年生までやりたかったんですけれども、やはり平成20年度で1市ほどございました、中学校まで一気に拡大したのが。しかしながら、

県もこの平成21年度までは小学校3年生までということにとどまっていたので、その枠は一気にやるということは、やはり栃木県の地域にさらに格差を招くというようなところから、慎重に見合わせてきた経緯もございます。

したがって、今、16市町、さらに平成22年度についてはさらに拡大をする傾向と聞いておりまして、また何と言いましても、那須烏山市を取り巻く市町すべて、中学校3年生まで拡大をしておりまして、本市だけがちょっと今おけているという状況でございます。

したがって、そのような全般の環境、そしてこの社会保障に係る最も大事なこども小児医療については同等程度の市民にもサービスを受けられたいというようなところから、4月から中学校3年生までに拡大をしたことでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第34号の市こども医療費助成条例の一部改正でございますが、これらは提案理由にもありましたように、こども医療費を小学校卒業までというものを中学校卒業までに引き上げるということでございますが、私は一般質問で市長のマニフェストにもありました中学校3年生までを実施されるかどうかはまだ予算の内示もありませんでしたので、それをお聞きしたいということで一般質問を出しておいたんですが、今回、こういうことで条例化されたということになります。私は2点聞きたいんですけども、1点は今まで中学校3年生まで引き上げるのはいいんですが、入院時の食事療養費の支給というのがあったんですが、これがなくなっちゃったんですね。これは中学生に限らずすべての子供たちの給食費はなくしてしまうということではよろしいんですね。それが1点。

それともう1点は、今までの小学校6年生までの実施人数が見込みになるかと思いますけれども、中学校3年生までになりますとおおむね対象者はどのぐらいになるのか。何人ぐらいになると推測されているのか。その辺の数字についてご説明いただきたいと思えます。

以上。

○議長（水上正治君） こども課長堀江久雄君。

○こども課長（堀江久雄君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

食事療養費につきましては、今まで議員おっしゃるとおり小学校6年生まですべて1レセプト分も含めて全額補助をしていたところでございます。今回、先ほど市長が申しあげましたように、県の政策審議会の中で県からの提案で、県も入院費、食事療養費については助成対象外にしたい。そこで、おおむね政策審議会の中では助成対象から外してもいいのではないかと。これについては一般の方々、成人の方々も含めて入院時の食事療養費1食260円までは個人負

担をしておりますことから、こども医療費についてもそれと同じ考え方に立って、今回の助成対象からは外しましょうということでの提案でございます。

それから、中学生まで拡大ですが、一般質問のほうでお答えする予定ではあったのですが、よろしいでしょうか。どうしますか。食事療養費につきましては助成する自治体が今のところ12、助成しない自治体が18、さっき中山議員がおっしゃられましたけれども、最新情報で中学校まで助成する市町が19、小学校6年生までが11、中学生まで拡大するということになりますと、那須烏山市は約750名程度がふえる数ということになる予定でございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） よろしいですか。

3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 議案第34号 那須烏山市こども医療費助成条例の一部改正についてでございますが、私は小学6年生から中学3年生まで医療費の助成を行うというこの条例については賛成でございます。ただ、先ほど中山先輩議員が言われましたように、当市は大変財源も厳しいわけでございます。ですから、こういう部分について全中学生、全小学生、子供全部が対象になりますので、これは大いに結構かと思うんですが、今、政権が変わりまして子ども手当なども支給されますよね。

当市においても、そういう意味で一時支給している制度のものが幾つかあると思うんですが、子供関係のもので。こんにち赤ちゃん事業が今もたしかあるかと思うんですが、そういうような部分などの財政の削減といいますか、そういうこともあわせて考えていかないと、財源は膨らんでいく一方なのかなというふうに心配をしている部分もあるんですが、そういう給付型のもものは極力抑えて、こういう実際の制度条例として組み入れて、全部の子供たちを対象にしていくというようなことも今後検討されるのかどうか。その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今のご提言につきましては、まさに同感であります。この平成22年度、先ほどの進行管理システムの審議会も立ち上げます。また、補助金等の委員会の進行管理についてもどうしようかと今議論をいたしております。そのようなところから、この国がやっている事業仕分け等もその進行管理と関連をさせてやっていきたいと考えておりますので、そのようなところから平成22年度はかなり突っ込んだ議論をしていただくことになるかなと考えておりますので、これは行政主導ではなくてそういった第三者の民間の方に参加をいただいて、そのような事業仕分け的な那須烏山市バージョンのスタイルをつくっていききたいと考えています。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） こういう部分でお金を何らかの形で直接、間接を問わず市民に対してお支払いをするというようなことは比較的安易にできることでありますけれども、やはり一方財源をカットするという部分については大変困難な部分があるかと思えます。しかし、繰り返しますけれども、財政が厳しい中でありますから、その辺のやりくりをうまくしていただいで、生きた財源の活用をしていただければなというふうに思っております。

また、今の市長の答弁を伺いまして、そのような方向で検討したいということでございますので、了解いたしました。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 同じく第34号議案について質疑を行いたいと思えます。

民主党のマニフェストと合致をする政策であると評価をいたします。先ほど少子化という話がありましたが、少子化対策ではなくお子さんが生まれてから子育て支援をする。そういう目的の今回の改正かと思えます。その中で、これはあくまでも請求主義でございます。できれば窓口での現物支給制度、これの拡大は考えていないか。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 平成22年度につきましては、現物給付についてはそこまで英断ができておりません。今の質問については平成22年度については考えておりません。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） いわゆる請求主義にしないと医療費の拡大につながるという考え方でそうなっているのかなと思うんですが、その点については市長、どう考えますか。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） そのこともございますが、やはり公金でございますので、自主的に申請をされて補助金を受け取っていただきたいということでございますし、また、市政に関心を持っていただくということも一方向の見方ではあるのではないのでしょうか。そんなところも含めて平成22年度は見合わせていきたいと思えます。

○20番（高田悦男君） 了解。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第34号 那須烏山市こども医療費助成条例の一部改正についてであります。これらは現在まで12歳だった助成年齢を15歳に改めるということでございます。これにつきましては、私も文教福祉常任委員会等で何度も委員会で決定をして、予算や決算等の意見書の中で中学校3年生まで引き上げるべきだという答申を執行部のほうに出しておりますので、中学校3年生まで引き上げることは大賛成であります。

ただし、同条第5項中、入院時食事療養費の支給を削るということでございますが、これはこのこどもの医療費助成制度そのものの根幹を揺るがす大改悪であります。なぜならば、子供たちの長期入院とかそういうものにかかかりますと、お金のない人はお医者さんにかかれないということになりかねない制度であります。これについて先ほど県の小学校6年生までに引き上げる方針の中で、この入院時食事療養費の支給を削るということでありましたが、それに準ずるということ今回すべての子供たちの入院食事療養給付を削ったということでございます。これはこども医療費助成の子供たちが病気やけがになったときに、それを治すということについては、すべての子供が国の宝であり地域の宝なんだということで、国を挙げて地域を挙げて子育てをしようということ子ども手当も支給されることとなります。

具体的には子ども手当が実際には大人のほうに使われてしまうというような懸念がありますが、こども医療費助成についてはすべての子供にこれは波及することでございますので、この点につきましてはぜひ考えを変えていただきまして、せっかく中学校3年生まで対象年齢を引き上げるわけでありますから、このこども医療費助成の本来の目的や精神に立ち返って入院時の食事療養費の支給はこれをもう一度復活して、子供たちの医療費の無料化を進めていただきたいということを訴えまして反対討論とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第17 議案第34号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（水上正治君） 起立多数。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第18 議案第35号 那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び
災害の発生の防止に関する条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 次に、日程第18 議案第35号 那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第35号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、平成21年4月、土壌汚染対策法が一部改正をされ、汚染土壌処理業の許可制度が新設されたこと等により、平成21年12月16日、栃木県土砂等の埋立て等による土砂の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正に伴い、栃木県市町村土砂条例準則が一部改正されたのを受け、市条例の適用対象外となる土砂の埋立て等や小規模特定事業の許可を不要とする区域の変更のため、所要の改正を行うものであります。

改正の要点としては、土壌汚染対策法の許可を受けた汚染土壌処理施設において行われる土砂等の埋立て等については、土壌汚染対策法により周辺環境の安全が確保されるため、市条例の対象外とする。土壌汚染対策法に規定する指定区域内で行う小規模特定事業については、市長の許可を不要としてきたが、土壌汚染対策法の一部改正により、指定区域が要措置区域と形質変更時要措置区域とに分類されたため、許可を不要とする区域を指定区域から要措置区域と形質変更時要措置区域へ改める。

以上が主な改正概要であります。何とぞ慎重ご審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第35号の市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の一部改正についてでありますけれども、現行条例と改正案について土壌汚染対策法のその他規則で定める堆積を除くというようなことなんですけれども、これは一体系行の今の定義と改正後の定義が具体的にどんなに変わるのか。あと、現状事例としまして、

この埋立て等の土壌汚染災害防止に関する条例関係のこれまでの適用がどの程度あったのかなかったのか。その辺の状況についてご説明いただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 環境課長小川祥一君。

○環境課長（小川祥一君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

基本的には今回の当該条例の一部改正につきましては、汚染地域については土壌汚染対策法により規制されるため、当条例から除くというのが基本趣旨でございます。皆さんのところにお配りした新旧対照表をのぞいていただきたいと思います。その改正案のほうの左側の上段の部分ですけれども、これが改正になっておりまして、一番最後のところに除くと書いてありますけれども、汚染土壌対策処理業については、上位土壌汚染対策法により規制するので当条例から除くという意味でございます。その下のアンダーラインが書いてあるところです。第6条第1項が先ほど市長が説明をさせていただきました要措置区域です。これは法律上の基準に適合しない汚染地区でございますけれども、被害が生じ、または生ずるおそれがあるものの地区でございます。

その次の第11条第1項でございますけれども、形質変更時要措置区域ですけれども、やはり同じく基準に適合していませんけれども、被害が生じない、または生ずるおそれがないもの。そういったものでございます。この形質変更時要措置区域については、地形変更時に届出が必要でございます。これは県のほうに必要でございます。先ほどの要措置区域については、汚染除去等の措置を県のほうで指示するわけです。なぜ、県が指示をするかといいますと、法律上で県で台帳を整理するということになっております。現在、当市においてはそのような地区は指定されておきませんので、現状的には該当はないかと思っております。

以上でございます。（「これまでもこの条例に該当になったものはないということでもいいんですね」の声あり）今のところはないです。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第18 議案第35号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第19 議案第36号 那須烏山市法定外公共物管理及び使用料条例の一部
改正について

○議長（水上正治君） 日程第19 議案第36号 那須烏山市法定外公共物管理及び使用料条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第36号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本件の内容は、法定外公共物使用料の一部において、道路占用料との整合性を図るため、所要の整理を行うものであります。

詳細につきましては、都市建設課長に説明をさせますので、慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時07分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、担当課長の詳細説明を求めます。

都市建設課長岡 清隆君。

○都市建設課長（岡 清隆君） 準備不足でご迷惑をおかけしました。申しわけございません。

実は昨年4月1日に道路占用料の改正がございました。したがって、法定外公共物の料金が若干高目でございますので、この改定に伴いまして調整を図ったということでございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第36号でございますが、市法定外公共物管理及び使用料条例の一部改正についてであります。若干他の自治体と調整をして高いものを改めたということでございますけれども、おおむねこの別表でいいかと、全体でどのくらい法定外公共物管理及び使用料ですが、使用料についてはどのくらい1年間に金額を見込めたのか。今度これが変わりますと、どんなふうになるのか。その辺の数字があればお示しをいただきたいと思うんですが。

○議長（水上正治君） 都市建設課長岡 清隆君。

○都市建設課長（岡 清隆君） 申しわけございません。その辺の数字は現在把握しておりません。したがって、本議会中に回答したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○16番（平塚英教君） 了解しました。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第19 議案第36号について、原案のとおり決定することにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第20 議案第37号 那須烏山市都市公園設置、管理及び使用料条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 次に、日程第20 議案第37号 那須烏山市都市公園設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第37号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、那須烏山市行政財産使用料条例が制定されることに伴い、当該条例に規定される使用料の額と都市公園の各種使用料の額について所要の調整を図ることとするものでございます。

また、都市公園として整備をされました大桶運動公園の多目的競技場と野球場につきましては、これまで本条例にて使用許可関係や使用料などを定めてまいりましたが、これらの規定を那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例へ委任することとし、教育委員会が管理する運動施設として、使用許可関係や使用料の徴収・減免などを一体的に運用できるよう所要の規定の整備を図るものでございます。

詳細につきましては、都市建設課長より説明をさせますので、慎重ご審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

都市建設課長岡 清隆君。

○都市建設課長（岡 清隆君） それでは、議案第37号の補足説明をさせていただきます。

新旧対照表によりまして説明をさせていただきたいと思っております。まず、対照表の1ページをごらんになっていただきたいと思います。第3条の改正につきましては、区域の変更もしくは廃止した場合の公告事項につきまして整備を行うものでございます。なお、大桶運動公園の教育委員会の管理委任規定がございしますが、この第3条の規定を準用することとしまして委任す

ることとなりますが、第5条から第30条につきましては所要の条文の整理及び削除を行うものでございます。

なお、第16条でありますけれども、4ページになります。使用料でございます。これにつきましては、委任することによりまして1号、2号、3号の規定を新たにつけ加えるということでございます。この使用料につきましては対照表の7ページから8ページにわたっておりますので、この対照表に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、有料公園の施設使用料でございますが、これにつきましては大桶運動公園の教育委員会の管理委任規定の整備に伴いまして削除するものでございます。第1項の公園施設の設置に係る使用料、第2項の公園施設の管理に係る使用料、これらにつきましては前にご提案がありました行政財産使用料条例に規定される使用料の額との調整を図ったものでございます。

その下の第3項でございます。都市公園の占用にかかる使用料につきましては、那須烏山市道路占用徴収条例、別表に定める占用料の単位及び金額に準じて算定した額としたものでございます。

次に8ページでございます。第4項の都市公園における行為に係る使用料でございますが、その他の項を除きましては近隣市町の先進事例を参考に定めております。その他につきましては那須烏山市行政財産使用料条例、別表に定める使用料の額に準じて算定した額とするものでございます。一部改正条例につきましては、平成22年4月1日から施行することとしております。

以上説明を終わります。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第20 議案第37号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第21 議案第38号 那須烏山市民公園設置及び管理料条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第21 議案第38号 那須烏山市民公園設置及び管理条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第38号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、議案第37号と同様に那須烏山市行政財産使用料条例が制定されることに伴いまして、当該条例に規定される使用料や那須烏山市都市公園設置、管理及び使用料条例に規定される使用料との整合を図るため、これまで使用料が設定されていなかった本条例において新たに使用料を設定しようとするものであります。

また、使用料の設定に伴い那須烏山市中央公園設置、管理及び使用料条例にて規定されております烏山中央公園やこれまで何の位置づけもされていなかった市役所南那須庁舎前公園を本条例の市民公園として位置づけ、所要の整理を図るものでございます。

詳細につきましては、都市建設課長に説明をさせますので、慎重にご審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

都市建設課長岡 清隆君。

○都市建設課長（岡 清隆君） それでは、議案第38号につきまして補足説明させていただきます。

同じく新旧対照表によりましてご説明をしたいと思います。まず、新旧対照表の1ページでございますが、これらにつきましては、題名及び第1条につきまして使用料を設定するこ

とに伴いまして改めるものでございます。

第2条から第4条につきましては、烏山中央公園の統合及び教育委員会への管理委任規定の整備を行ったものでございます。第3条第2項における別表第1でございますが、対照表の4ページをごらんになっていただきたいと思いますが、改正後の関係でございます。上段に那須烏山市烏山中央公園、下段から3番目、那須烏山市役所南那須庁舎前公園、これらを新たに加えたものでございます。

前に戻りますが、第5条から第12条につきましては、烏山中央公園の管理を教育委員会に行わせることに伴いまして、所要の条文の整理を行うものでございますが、対照表4ページをごらんになっていただきたいと思うんですが、使用料の規定を新たに追加したものでございまして、工作物、物件または施設の設置につきましては、那須烏山市道路占用料徴収条例別表に定める占用料の単位及び金額に準じて算定した額としております。その他の部分につきましては、那須烏山市都市公園設置、管理及び使用料条例別表第2に定める都市公園における行為に係る使用料の額に準じて算定した額ということになります。これが第8条関係が追加となるものでございます。

この一部改正条例につきましては、平成22年4月1日施行ということで考えております。

以上補足説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第38号ですが、市公園設置及び管理条例の一部改正ということでございます。那須烏山市烏山中央公園をここに含めて教育委員会、生涯学習課のほうで全部管理するという考え方なのかなというふうには思うんですけども、この別表2の第8条関係の具体的な金額ですね。これは今まで借りていた方々にとっては金額が大幅に上がるのか。それとも今まで同様というふうに考えたらいいか。その辺、工作物、物件または施設の設置及びその他なんですけど、その使用料については今までと同様というふうに考えたらいいか、料金が上がるというふうに考えたらいいか。その辺、ちょっとご説明をいただければと思います。

○議長（水上正治君） 都市建設課長岡 清隆君。

○都市建設課長（岡 清隆君） お答え申し上げます。

第8条関係でございますが、工作物、物件または施設の設置ということでございまして、この部分につきましては、広場を対象に考えておりまして、この部分については新たに第8条に該当する場合には料金設定がありますが、ただし、使用目的によっては減免規定等もござい

すので、これにつきましては許可制になっておりますので、申請時にその部分については判断したいと思っておりますが、該当した場合にはその部分の料金が加算になると思われま

す。以上でございます。（「教育委員会じゃなくて都市建設課になるということですね。この中央公園と南那須庁舎前の管理運営」の声あり）市民公園につきましては、新たに都市建設課のほうで管理をするということになります。ただ、その管理については教育委員会に委任するという事になっておりますが、この使用料については新たに設置したものでございますので、現行にはございませんでした。したがって、この第8条が該当になれば、その分、先ほど申し上げましたように、許可申請の段階で判断はいたしますが、該当になれば料金が加算になるということでございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第21 議案第38号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第22 議案第39号 那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第22 議案第39号 那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第39号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、那須烏山市都市公園設置、管理及び使用料条例の改正により、大桶運動公園の公園施設のうち、運動施設として設置されたものの使用の許可、使用料等に関する規定について、この条例への委任規定が整備されることに伴いまして、当該運動施設をこの条例の運動施設として位置づけ、使用料などの所要の規定の整備を行うための改正でございます。

詳細につきましては、生涯学習課長に説明をさせますので、ご審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） ご説明申し上げたいと思います。

この改正は、都市公園として管理しておりました大桶運動公園につきまして、運動施設であります多目的競技場と野球場を運動施設として管理するための改正でございます。改正条文の詳細につきましては、別表の改正となりますので、新旧対照表の中の別表のほうをお開きいただきたいと思います。

別表第1の改正といたしまして、表の中ほどに興野体育館の次に大桶運動公園多目的競技場と大桶運動公園野球場の2つの施設を追加いたしまして、一応それぞれ大桶1926番地9とするものでございます。

別表2の改正につきましては、3ページの上から8番目に興野体育館の次に大桶運動公園多目的競技場と大桶運動公園野球場を追加して、その利用時間を8時から18時とするものでございます。休日をあわせまして12月28日から1月4日として定めるものでございます。

次に別表3の改正につきましては、4ページの上から6番目に、興野体育館の次に大桶運動公園多目的競技場と大桶運動公園野球場を追加いたしまして、使用料をそれぞれ1時間600円として定めるものでございます。附則につきましては、施行日を平成22年4月1日といたしまして、改正前の手続につきましては改正後の規定に基づき処分されたものとして附則を規定するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第39号の市運動公園施設設置、管理及び使用料条例の一部改正でございますが、これまで都市公園であった大桶の運動公園を運動の目的に沿って多目的競技場と野球場については、この条例にまとめるということでの理解ですね。

そこで、先ほど議案第37号で大桶の運動公園というのが旧条例にはあったんですが、その中に管理棟1時間600円、修景池1時間600円、修景広場1時間600円というのがあったんですが、これはどうなるのか。

○議長（水上正治君） 生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） 先ほど来午前中から行政財産の使用料条例に続けて改正の説明がされております。今回の運動施設としての改定は、運動施設となります多目的競技場と野球場を位置指定しまして改正します。それ以外の施設につきましては、今までの条例の中に全部含まれておりますので、ここで改めて条文をつくらなくても含まれているということでご理解いただきたいと思います。

特に、管理棟につきましては、現在まで使用料を徴収した実績はございませんし、現実的に管理棟でございますので、そのまま管理のための施設としてご理解いただければとお願いしたいと思います。

以上です。（「土地改良に貸したみたいなのがあったよね」の声あり）

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 前に大桶運動公園の管理棟は土地改良の事務局に貸したという経緯もありますよね。そのときは料金はいただかなかったという考えでいいんですかね。

○議長（水上正治君） 生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） はい。今ご質問いただきましたように、行政財産の使用料条例というのは今回制定しました。それは当初総務課のほうで説明申し上げましたように、各施設に占用して使っている場合に対しまして、今度は使用料を設定しまして料金を徴収するための条例をつくったわけでございますので、現行の状態としましては現在まで使用料は徴収してございません。

以上です。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑

を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第22 議案第39号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第23 議案第40号 那須烏山市低開発地域工業開発地区指定に伴う固定資産税課税免除に関する条例の廃止について

○議長（水上正治君） 日程第23 議案第40号 那須烏山市低開発地域工業開発地区指定に伴う固定資産税課税免除に関する条例の廃止についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程されました議案第40号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、低開発地域における工業の開発を促進することにより、雇用の増大に寄与し、地域間の経済格差の縮小を図るため、昭和36年に制定された低開発地域工業開発促進法に基づき、昭和41年12月15日に旧烏山町及び旧南那須町が地区指定をされ、本条例により企業の償却資産や土地、建物の固定資産税を免除してきたものでございます。

平成18年12月14日をもって40年間の地区指定期間が終了いたしておりましたが、期間満了以前に取得した物件については、3年間は課税免除の対象となりますことから、平成

21年度まで課税免除をいたしたものでございます。今後におきましては、地区指定期間も満了しておりまして新たな課税免除は発生しないことから、今議会の条例の廃止について提案いたしましたものでございます。何とぞ慎重にご審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 2点お伺いします。

本条例を廃止した場合、これは本市が低開発地域から除外されたということなんでしょうか。これが1点です。

そうしますと、今後旧南那須地区に工場の進出または増設があった場合、これはもう低工法の課税免除の対象から外れるわけなんです、その場合の対応というのは何か方策があるんでしょうか。2点お伺いします。

○議長（水上正治君） 税務課長羽石浩之君。

○税務課長（羽石浩之君） 中山議員の質問にお答えいたします。

ちょっと資料が少しであったものですから、説明が足りないところがございましたので、市長の提案理由の中でも説明がありました、一部重複いたしますが説明したいと思います。

今回、廃止する条例は中山議員も十分ご承知のとおりだと思いますが、低開発地域工業開発促進法に基づくものでございまして、日本国内の低開発地域におけます工業の開発を促進することにより、雇用の増大に寄与し地域間における経済格差の縮小を図って、国民経済の均衡ある発展に資するために昭和36年に制定された法律でございます。

通常は略して低工法と言っておりますが、この低開発地域の指定は国土交通大臣が県知事の申請に基づいて指定されておりました。栃木県内ではこの低工法に該当している地区は旧烏山町と旧南那須町だけが該当しておりました。同じような制度では、那珂川町、茂木町、旧栗山村、この地区につきましては過疎地域促進地域として地区指定がされております。また、西方栗野地区、大田原の品川台、那珂川町の松野地区につきましては、農村地域工業導入地区として指定されておりました。

しかし、いずれも低工法と同様に地区指定の適用期限は平成18年から平成20年3月31日までにすべて適用期限が切れております。この指定地区に工場の建物、また土地、敷地、償却資産、これらを取得した場合には固定資産税が3年間課税免除の対象になりまして、その課税免除した分については地方交付税の減収分の75%を補てんしてくれる制度でございました。

今回は、平成18年の12月14日をもって40年間の地区指定期間が満了したということで、平成18年12月14日満了前に取得した固定資産税については平成19年、平成20年、平成21年の3年間にわたりまして該当していたということでありまして、来年度平成22年度からは該当することはないということで、今回条例を廃止するものでございます。

この条例にかわるものとして、同じように固定資産税が3年間課税免除して、その課税免除した分が地方交付税で減収分の75%を補てんしてくれる制度ということで、昨年、平成21年3月に制定いたしました那須烏山市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例がございまして。

しかし、この制度につきましては、対象業種が自動車とか航空宇宙産業等で取得金額が2億円以上、また県の企業立地計画に提出して承認を得ていることなど大規模な工場が対象になるということでございますので、現在のところ該当する要件が限られておりますので、該当しているところはございません。

また、このほか平成18年9月に市が独自で制定いたしました那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例がございまして。この条例の詳細につきましては省略いたしますが、ご案内のとおり製造業等の生産施設等を増設、新設した場合に交付する企業立地奨励金及び従業員住宅設置の奨励金でございまして。該当すればこれもやはり3年間交付という制度でございまして。なお、この条例につきましては地方交付税の補てんはございません。

以上で説明を終わります。

○議長（水上正治君） 商工観光課長鈴木重男君。

○商工観光課長（鈴木重男君） ただいま税務課長のほうから私どもで予定しておりました答弁の内容がほぼ伝わっているかと思うんですが、若干補足いたしますと、平成21年度現在、この立地奨励金の該当企業が12社ほどございます。平成22年度の新年度ではたしか16社だと認識いたしております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第23 議案第40号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りします。日程第24 議案第41号及び日程第25 議案第42号の2議案を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

◎日程第24 議案第41号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

◎日程第22 議案第42号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（水上正治君） したがって、議案第41号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について、及び議案第42号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての2議案を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第41号、第42号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第41号につきましては、平成22年3月29日から栃木市及び下都賀郡大平町、

同郡藤岡町、同郡都賀町を廃し、その区域をもって新たに栃木市を設置する廃置分合が行われること及び同日から栃木地区広域行政事務組合を栃木県市町村総合事務組合に加入させることに伴い、同事務組規約を変更することについての協議依頼がありましたので、地方自治法第290条及び市町村の合併の特例等に関する法律第13条第2項の規定により、提案するものでございます。

議案第42号につきましても、議案第41号と同様、平成22年3月29日から栃木市が同広域連合に加入することに伴って、栃木県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについての協議依頼がありましたので、地方自治法第291条の11及び市町村の合併の特例等に関する法律第13条第2項の規定により、提案をするものでございます。

慎重審議を賜りまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第24 議案第41号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第25 議案第42号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第26 議案第43号 南那須地区広域行政事務組合理約の変更について

○議長（水上正治君） 日程第26 議案第43号 南那須地区広域行政事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第43号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案件につきましては、地域における医療の充実、とりわけ休日や夜間における小児救急医療体制の充実を求める声が多いことから、県内各地域において、既に小児救急医療対策事業実施要綱に基づく小児救急医療支援事業を導入し、通常の救急診療体制とは別に、主として重症の小児救急患者に対し、地域の中核的病院において診察を行っているところでありますので、南那須地区といたしましても、安心して子供を産み育てることができる環境づくりを推進するため、小児二次救急医療体制の整備に向け、この事業の取り組み方法、受け入れ病院との協議を進めてまいりました。

その結果、那須地区及び塩谷広域行政事務組合と協定を結び、県北3広域連携のもと、平成22年4月1日より小児救急医療支援事業を実施することとなり、また、受け入れ病院は大田原赤十字病院、国際医療福祉大学病院、菅間記念病院の3病院の輪番体制で行っていただくこととなりました。

つきましては、この事業の実施にあたり、小児救急医療支援事業に関する事務を共同処理する事務として新たに加えるため、南那須地区広域行政事務組合理約の一部を変更する必要がありますことから、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。何とぞ慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第26 議案第43号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 4時00分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次の日程に入る前に、日程第19 議案第36号で平塚議員からの質問についての使用料の件について答弁をいたします。

都市建設課長岡 清隆君。

○都市建設課長（岡 清隆君） 先ほど第36号議案 那須烏山市法定外公共物管理及び使用料条例の一部改正の説明の中で、使用料のお話がありました。お答え申し上げます。

平成21年度見込みが33万6,000円を見込んでおります。したがって、この条例改正に伴って、平成22年度予算見込みが18万円でございます。したがって、15万6,000円の減を見込んでおります。

以上答弁を終わります。

○議長（水上正治君） ということでご了解をいただきたいと思っております。

お諮りいたします。日程第27 議案第11号から日程第36 議案第20号までの平成

21年度一般会計補正予算、特別会計補正予算、水道事業会計補正予算の10議案を一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第27 議案第11号 平成21年度那須烏山市一般会計補正予算について
 - ◎日程第28 議案第12号 平成21年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算について
 - ◎日程第29 議案第13号 平成21年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算について
 - ◎日程第30 議案第14号 平成21年度那須烏山市老人保健特別会計補正予算について
 - ◎日程第31 議案第15号 平成21年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算について
 - ◎日程第32 議案第16号 平成21年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算について
 - ◎日程第33 議案第17号 平成21年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算について
 - ◎日程第34 議案第18号 平成21年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算について
 - ◎日程第35 議案第19号 平成21年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算について
 - ◎日程第36 議案第20号 平成21年度那須烏山市水道事業会計補正予算について

○議長（水上正治君） したがって、議案第11号 平成21年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）から議案第20号 平成21年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）までの10議案を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第11号から第20号までの提

案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第11号は、平成21年度那須烏山市一般会計補正予算第6号についてであります。概要でございますが、補正予算額1億3,103万円を増額いたしまして、補正後の予算総額127億2,179万7,000円とするものでございます。内容であります。一般会計補正予算第6号につきましては、国の第1次補正予算に創設をされた地域活性化・公共投資臨時交付金及び第2次補正予算により創設をされた地域活性化・きめ細かな臨時交付金による財源充当及び新規事業の予算措置をいたしました。そのほかは事業費の精算や確定に伴うもの、また、人件費など速やかに対応しなければならない事務事業が生じたことから、補正予算を編成したところでございます。

歳出につきまして申し上げます。総務費は、事務事業の精査、確定等に伴う一般財源充当額の減額を財政調整基金に積み立てをしたことが増額の主な要因であります。また、新たに地デジ共同受信施設整備事業を進める組合への予算措置を講じました。減額補正は、市有財産整備費、定住促進対策事業費等の精査及び固定資産税客体整備事業費の確定等によるものであります。

民生費は、新年度から始まる子ども手当給付金の準備経費を計上し、また、障害者自立支援事業費、こにちは赤ちゃん祝金及び平成20年度生活保護費国庫負担金精算金等を措置いたしました。減額補正は主に後期高齢者医療制度事業費、私立保育施設・広域保育園運営委託事業費及び生活保護扶助費等であります。

衛生費は、新型インフルエンザ予防接種助成事業費の精査及び日本脳炎予防接種事業の実施見送りによる減額補正が主であります。

農林水産業費につきましては、新規事業の競争力強化生産総合対策事業費（JA那須南種子センター増強整備補助金）及び地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の自然休養村整備事業費、市単独林道整備事業費を計上し、畜産基盤整備事業費や都市農村交流施設運営費など事業費の確定等に伴い減額となりました。

商工費につきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業のこぶしが丘遊歩道整備事業と滝観光駐車場公衆トイレ改修事業費を新たに計上し、事業費確定による新事業創出支援事業費等を減額いたしました。

土木費であります。地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の富士見台工業団地線路肩整備、野上台幹線道路排水施設整備及び森田橋・龍門橋補修事業費を新たに計上し、また、地域住民の生活安全対策として維持修繕に係る経費を増額補正いたしました。

消防費は、事業確定による減額補正等であります。

教育費は、中学生海外派遣事業の中止や国の第1次、第2次補正予算に伴う学校ICT環境

整備事業の見直しによる減額及び小、中学校施設整備事業費の確定に伴う減額補正を行いました。社会教育費は事業費の確定による減額補正が主な要因になっております。

公債費は、利率見直し等による減額補正であります。

歳入につきまして申し上げます。市税は法人市民税及び市たばこ税を4,900万円減額補正いたしました。地方特例交付金は、国策に伴う減収補てん特例交付金（市税の住宅借入金等特別税額の控除による減額見込額相当額）の増額によるものであります。国庫支出金は国の第1次補正予算補助金の地域活性化・公共投資臨時交付金7,821万4,000円及び第2次補正予算補助金による地域活性化・きめ細かな臨時交付金1億2,538万9,000円の増額が主であり、減額は事業確定による生活保護費負担金2,904万6,000円、保育所運営費負担金996万1,000円などになっております。

県支出金は、新規の競争力強化生産総合対策事業補助金（種子センター）であります。1億1,883万4,000円の計上によるものが増額の主なものであります。減額補正は、新型インフルエンザ接種助成臨時交付金や児童福祉費補助金、畜産担い手育成総合整備事業費等、事業の確定、精査に伴うものでございます。

財産収入は、基金利子、及び旧南那須町福岡地内の市有地売払収入256万8,000円あります。また、市債は事業費の確定等に伴う教育債等の減額、及び臨時財政対策債を3,000万円追加計上いたしました。

寄附金につきましては、小清水日出夫様、那須烏山市婦人会様、南那須地区工業者懇話会様、匿名様から賜りましたが、その趣旨に沿い予算措置をいたしておりますので、ここにご芳志に対し深く敬意を表し、ご報告申し上げます。

議案第12号 那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算第4号についてであります。

今回提案いたしました補正予算は、事業勘定及び診療施設勘定であります。事業勘定の補正予算額は歳入歳出額にそれぞれ1,813万9,000円を追加し、補正後の予算総額を33億5,539万8,000円とするものであります。主な内容につきましては、職員給与費並びに保険給付費の精査に伴う所要額並びに後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金及び介護納付金の確定に伴う所要額を計上したものでございます。これらの財源につきまして、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金並びに前年度繰越金等をもって措置いたしました。

次に、診療施設勘定の補正予算額は、歳入歳出額にそれぞれ109万1,000円を追加し、補正後の予算総額を1億2,718万8,000円とするものでございます。主な内容は、境及び七合診療所の職員給与費の精査に伴う減額並びに七合診療所の医薬材料費に不足を生じる見込みのため所要額を計上したものであります。これらの財源につきましては、診療収入及び一般会計繰入金をもって措置いたしました。また、七合診療所医師住宅整備事業におきまして、

工事費等を翌年度に繰り越す必要があるため、繰越明許費を計上いたしました。

なお、本案は、過日の国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりとの答申を得ております。

議案第13号は、那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算第3号についてであります。今回提案をいたしました補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ182万5,000円を追加し、補正後の予算総額5,277万8,000円とするものでございます。内容につきましては、職員人件費の精査並びに医薬材料費に不足を生じる見込みのため所要額を計上したものでございますが、これらの財源につきましては、診療収入及び一般会計繰入金をもって措置をいたしました。

議案第14号 那須烏山市老人保健特別会計補正予算第2号についてであります。今回提案をいたしました補正予算は、歳入歳出額からそれぞれ208万4,000円を減額し、補正後の予算総額を2,609万8,000円とするものであります。内容につきましては、医療給付費等の歳出予算額を精査し、一般会計繰入金の全額を減額するものであります。この一般会計繰入金の減額に伴い不足する財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

議案第15号は、那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてであります。今回、提案をいたしました補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ59万5,000円を追加し、補正後の予算総額を2億6,792万3,000円とするものでございます。主な内容につきましては、保険基盤安定制度負担金の決定に伴う歳出予算の増額及び健康診査事業における広域連合負担金の不足額を計上いたしましたものであります。これらの財源につきましては、一般会計繰入金をもって措置いたしました。

議案第16号 那須烏山市介護保険特別会計補正予算第3号についてであります。今回、提案をいたしました補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ3,568万9,000円を増額し、補正後の予算総額21億346万4,000円とするものであります。主な内容につきましては、歳出ではこれまでの実績から見込んだ介護給付費等の各目の過不足額を補正するほか、人件費、地域支援事業、積立金等を補正し、歳入では保険料及び国庫県支出金支払基金交付金等の補正及び介護従事者処遇改善臨時特例交付金の一部取り崩しと介護保険財政調整基金繰入金の減額並びに関連する充当財源の補正であります。

議案第17号 那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてであります。今回、提案をいたしました補正予算は、歳入歳出額それぞれ51万4,000円を減額し、補正後の予算総額6,858万6,000円とするものであります。主な内容につきましては、職員人件費を精査し、その所要額を減額するものであります。これらの財源につきましては、一般会計繰入金をもって措置をいたしております。

議案第18号 那須烏山市下水道事業特別会計補正予算第2号についてであります。今回提

案をいたしました補正予算は、歳入歳出額からそれぞれ395万円を減額し、補正後の予算総額4億2,775万円とするものでございます。主な内容につきましては、職員人件費を精査し、その所要額を減額するものでございます。これらの財源につきましては、下水道事業負担金、一般会計繰入金及び繰越金を精査して措置をいたしております。

議案第19号 那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算第3号についてであります。今回提案をいたしました補正予算は、歳入歳出額からそれぞれ594万8,000円を減額し、補正後の予算総額を2億4,625万4,000円とするものであります。主な内容につきましては、職員人件費、公債費の精査による増額及び工事完了に伴う施設整備費を減額するものであります。これらの財源につきましては、景気低迷による水道使用料等の減額及び精査による施設災害共済金、消火栓維持管理負担金、一般会計繰入金等の減額並びに前年度繰越金の増額をもって措置をいたしました。

議案第20号は、那須烏山市水道事業会計補正予算第3号についてであります。今回の補正予算の主な内容は、景気の悪化等による水道使用料等の減額、繰上償還に伴う償還率の精査による削減、消費税及び地方消費税の増額、工事費等の確定による企業債と建設改良費の減額及び企業債の繰上償還に伴う償還元金の精査による増額であります。

公益的収入は、水道使用料等を1,756万8,000円減額し5億7,304万7,000円といたします。支出につきましては、総係費等を194万6,000円を減額し、5億7,736万3,000円とするものであります。

資本的収入は他会計出資金等を871万円増額し、2億5,373万6,000円といたします。支出は企業債償還元金等を852万2,000円増額し、4億9,578万9,000円とするものであります。資本的収支不足額は過年度分損益勘定留保資金等で補てんをいたしております。

以上、一括上程となりました議案第11号から議案第20号までの提案理由の説明をさせていただきます。何とぞ慎重ご審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） この補正予算の6ページ、第2表繰越明許費の中の7款の商工費、項目1の商工会費の事業名こぶしが丘遊歩道施設整備事業に関しまして、3,187万8,000円の補正がつけられておりますけれども、この遊歩道は一昨年12月に私が一般質問をさせていただいたものであろうかと思っております。先日、私、行って見てまいりましたら、奥ま

で入っていかなかったんですけれども、入り口の部分はちょっときれいに刈ってございました。今、ちょっとお話を聞いたら、まだ入り口の部分だけで全体的な整備はされていないということで、今回、この補正において地域活性化・きめ細かな臨時交付金が出たことによって、予算をつけられたのかなというふうに思っております。

私がこの前質問したのは、あれだけ放置されていてどうするのだろうかという質問をさせていただきました。ただ、あれを3,187万円かけて、これは臨時交付金 came ましたから整備したほうがよろしいのか。整備した後三千何百万円もかけて整備した後の利用計画と申しますか、使用計画と申しますか、そういうものがしっかり立っておられるのかどうか。場合によってはあれをまた原野に戻す、県の事業でありましたから、そういうふうなことが県と協議しなくてはできないかと思うんですが、そういうことも視野に入れて慎重に検討されたらいかがなものかなというふうに思っております。

近所の方に聞いても、また役所の職員の方もそうかと思うんですが、あそこにあれだけの公園がかつてあったということが知られていないような場所じゃないかなと思っております。藤田のほうに向かっての北側の斜面であります。高齢者がのぼりおりするには大変危険な場所ではないかなというふうに考えております。そこに3,200万円近くかけて今後の利活用の目的がそれだけかけるだけの価値のあるものかどうか。もうちょっと慎重に検討されたらいかがかなというふうに私は思うんですが、その辺の見解、どなたでも結構ですからお答えいただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 商工観光課長鈴木重男君。

○商工観光課長（鈴木重男君） それでは、こぶしの丘の整備の関係でございますけれども、この工事につきましては平成10年から12年にかけて、その当時県の事業といたしまして総体経費で約7,600万円ほどの経費をかけて実施をした経緯がございます。私のほうで調べますと、平成13年度に当時の南那須町に維持関係が移管されたということでございました。

ご指摘のございました議会の一般質問におきまして久保居議員、9月には佐藤議員のほうから質問がございました。そういった中で市長答弁とさせていただきますときには、その整備方針のいずれにしても質問でございましたが、整備にあたりましては有利な補助制度、あそこはあの時点では有利な補助制度がございません。本来私どもで対応する場合には自然公園法に基づく森林環境関係の補助事業で対応するべきところで、そういった補助金しかございません。

そういった中で、今回、幸いなことと申しますか、地域活性化・きめ細かな臨時交付金がございました。この機会を逃してしまうと、ほぼ整備は難しいというふうな考えも持っておりました。現状の遊歩道につきましては、その質問の際にもお答えをしておりますが、下の水路等

もございまして、大体木でできておりますので腐っている状態といたしますか、下部の部分は非常に歩くと危険な状態、橋も3カ所ぐらい川をわたるんですが、ふわふわしてとても危ない状態でした。

そういった諸般の事情も考えまして、先ほど言いました整備方針というものを9月の答弁でさせていただいております、今回有効なものに使っていきたい。また、今後の利用計画というのがございますが、私どもでこぶしの湯の指定管理に基づく管理のほうもお願いしております。

こういった温泉施設は近隣の市、町等にもふえておまして、やはり利用客の減少というのも非常に課題となっております。温泉というのは付加価値をつけて利用していただくのも1つの考え方がございます。そういった遊歩道というのは健康増進という目的もありますし、お湯に入りながらそういった遊歩道も歩いていただく。そういった観点からの付加価値をつけたこぶしの丘の全体的な計画として整備をしていきたいということで、今回、予算を要求させていただきました。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 今、課長の説明を聞いていると、遊歩道の中の橋ですね、木でできている橋が腐っていた。それほど管理しないで放置していた場所ですね。いかに管理もさながら一般の方が使っていなかったかということだと思えます。ただ、私はあれが遊歩道という看板がありながら、あれだけ荒廃しているのはいかがなものかという質問をただけでありまして、それを先ほども申しましたように北側斜面で本当に高齢者がのぼりおりできないと思います。そういうところにこれだけの地域活性化の交付金が来るから、それで3,200万円かけてやるんだというのも1つの方法かもしれません。しかし、もっと違うほうに使うこともできるのではないのか。

これをきれいに整備すれば、その後また管理維持費もかかるし、地代もかかっていくわけです。そうすると、本当に今後今まで何年放置されたかわかりませんが、木の橋が腐ってしまうほど放置しておいたものを整備して、今後多くの利用客が見込めるのかどうか。その辺のこともよく検討してからやってもよろしいのではないのか。

今回、この地域活性化・きめ細かな臨時交付金が来たから、とりあえずそれで三千何百万円設計を含めてかけてやっちゃおうというのではなくて、もっと検討してやられたらいかがかなというふうに私は思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（水上正治君） 商工観光課長鈴木重男君。

○商工観光課長（鈴木重男君） 確かにそういったご意見は十分に拝聴いたしまして、ただ、

温泉の差別化というのが、先ほど言ったように課題にもなっているわけでございます。どうしても最近、利用者の推移を見ますと、指定管理で頼んであるから問題ないんだということではございませんで、やはり安心して指定管理の中で運営していただく。そういった付加価値を含めてやはり考えていかなければならない部分がございます。

この遊歩道だけではなくて、このときに整備した分には、たしかコブシの花か何かそういった植栽がかなりされているんですね。花の南限だったかな、そういった形でかなり植栽をしていただいております。整備をすると歩道を歩けるようになると非常にそういった植栽の効果も、木が大きくなってきておりますので、美化的にはすばらしいものがあるのかなというふうな解釈もできるのではないかなというふうに考えてはおります。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） コブシが植えてあるとか何とかと今言うべきではなくて、であればもっととっくに管理して有効に活用されているわけでありまして。私、歩いていて、我々の団塊の世代の人が職がなくてうちに昼間からテレビを見ている方が何人も、私の同級生、1級先輩、1級後輩の方でいらっしゃいます。そういう方に、市長にも前から申し上げているように、1カ月5万円でもいいですから、年金プラス5万円の事業をもしこの三千何百万円でやれば、年間50人の人が雇用できるわけですね。そういうような事業のほうに振り分けるということも1つなのではないのかなというふうに思います。

この施設、せっかくつくった施設で私も確かに指摘をいたしました。しかし、これは本当にこれから計画を立ててどういうふうにも有効に利用していくのか、活用していくのか。そういう見通しをしっかりと立てていただきたい。ただ、それにしてもちょっと場所がね、北側の斜面で大変子供さん、お年寄りにとっては危険な遊歩道ではないのかな。また、並行して小倉の尾根伝いにも自然休養村の中の遊歩道があるわけでございますから、その辺のことも検討すると、ここに三千何百万円かけてしまうのはいかなものかなというふうな気がいたします。

最後に、課長じゃなくて市長か副市長のご意見をいただければと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） この経過等については今商工観光課長から申し上げたとおりでございますが、確かに3,000万円をあそこのこぶしの里に使うのは多額だというようなご指摘もあることは確かにそのとおりだと思いますが、もちろん先ほど雇用の創出ということも言われましたけれども、当然3,000万円の事業ということになれば、林務事業関係の雇用の創出は生まれてまいります。またさらに、この那須烏山市としてそういった温泉のまちおこしあ

るいは健康づくりのまちおこしということをもくろんでいく以上は、やはりあれを7,000万円も投資をして整備をしたという経過もございますので、今回、このほかにも宿泊所の補正のお願いをしているところでございますので、全体的な整備を考えたいというところからこのような経費を計上したわけでございますので、那須烏山市全体の緊急雇用も含めた中で、この自然環境、そして観光客誘致、そういったところに今後つなげていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 私は13点ほど補正予算について質問がありますが、もう既に執行部のほうに私の質問内容についてはお届けしていますので、簡潔明瞭な答弁を求めます。

まず、議案第1号の6ページ、繰越明許費、そのうちの商工費で、商品券は完売したはずなんですけど、なぜ今回400万円繰り越さなければならないのか。その理由についてお伺いします。

2点目は、16ページですが、財産収入で土地売払金256万8,000円、これは先ほどの市長の説明によりますと、福岡地内とありましたから、これは多分旧福岡駐在所の敷地を県道に敷地として売却するための収入かなとは思いましたが、このことについてお伺いします。

3点目は、17ページの諸収入です。市税の滞納、延滞金、これは当初で20万円とっております。今回380万円計上しまして、延滞金は合わせて400万円計上されているわけなんですけど、ところが本税の徴収金が計上されておられません。なぜ、本税がなく延滞金だけが計上されたのか。次に税収に関しましてこの1点は市長からご答弁をいただきたいと思っております。平成21年度の滞納繰越金、多分まだ3カ月ほど残っていますが、13億円を超えるのではないかと私は思っております。水道料金などをひっくるめると、平成20年度から平成21年度に繰越が16億1,000万円ほどありました。これは徴税、行政の最高責任者である市長はどのように考えているのか。あと3カ月、どのように努力するおつもりなのか、このことについてお伺いいたします。

次に17ページの諸収入です。新道平の遺跡発掘調査の負担金、これが556万9,000円減額になりました。これはなぜ今になって減額なのかお伺いします。

次に18ページ諸収入、やまびこの湯施設利用料収入が202万8,000円計上されておりますが、これで精算されたのでしょうか。または、まだ未納があるのか。この点についてお伺いします。

次に19ページ、財政調整基金2億57万3,000円が積み立てで計上されております。これはどのようなお金がここに基金として積み立てられるのかお伺いします。

次に歳出です。これは農林水産業費の28ページに強い農業をつくる事業1億1,554万3,000円が計上されております。当初でも9,000万円を超える事業費が計上されましたが、今回どのような事業内容なのかお伺いします。

次に31ページ、土木費ですが、道路保全費として8,100万円を計上してあります。これは繰越明許費としておりますが、なぜ繰り越ししなければならないのか。この工事内容についてお伺いいたします。

次に43ページに建設工事一覧表があります。その中の商工費3,178万円が載っておりますが、この中の3つの事業について説明をお願いしたいと思います。

次に診療施設勘定であります。これは議案第2号になります。21ページに七合診療所医薬品材料費で200万円ほど支出しています。それに対して診療収入が50万円ではどうも勘定が合わないんですね。200万円の医薬品を買って診療収入が50万円では、この辺のところをご説明いただきたいと思っております。

次に議案第16号の中の介護保険会計ですが、この10ページの中に居宅介護サービス給付費が7億5,559万円になります。それと施設介護サービス給付費10億676万9,000円とあるわけですが、それぞれ給付の対象者、何名を対象としてこれだけの支出をしなければならないのかお伺いします。

最後に議案第20号 水道会計であります。2ページの中に水道料金が今回1,113万2,000円減額になります。その理由についてお伺いします。

次に4ページ、企業債の償還金1,298万円増額になっております。なぜここへ来て元金の償還金が増額になったのかお伺いします。

以上、お願いします。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） それでは初めに平成21年度の滞納繰越金が大体13億円程度が見込まれるというご指摘でございます。そのとおりであります。市長の考え方をということでございますが、一昨年から県と連携を組みまして大口滞納者と言われるこの対応にあたっております。そのようなところから、今後も県と連携を組み合わせながら、そのような大口滞納者、このことについては職員1名を那須烏山市から派遣をいたしておりますので、県を挙げてこのような滞納整理にあたってまいりたいと考えております。

なお、13億円の中で主に10億円は大口滞納者ということになりまして、いわば企業の大口企業が9社あるというふうにご理解いただきたいと思っておりますが、その中でもさらに7億円弱程度は今裁判中というようなこともございまして、どうにもこのことについては整理がつかないという状況下もご理解をいただきたいと思っております。そのような裁判等の経過も見すえながら、

このことについては粘り強い収納対応をしていかなければならないと肝に銘じております。

○議長（水上正治君） 商工観光課長鈴木重男君。

○商工観光課長（鈴木重男君） それでは質問の順に沿いまして、私ども3問ほどの質問がございましたので、順次お答えをしたいと思います。

まず6ページの繰越明許の関係でございます。プレミアム商品券の関係につきましては、商品券の購入時に発生するものではございませんで、最終的に商品券が換金された時点で発生いたします。店舗が金融機関で換金をして初めて利用されたプレミアム分を精算するものでございまして、第2回の精算事業の商品券が12月に発売をいたしまして、使用期限が平成22年5月31日となっております。新年度に入りまして4月、5月の2カ月分の精算が約400万円ほど見込まれますので、翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、18ページの諸収入のやまびこの湯の利用収入の取り扱いでございます。この金額につきましては、前指定管理者が本来支払うべき金額でございまして、これを歳入として見ております。

それから、43ページの建設工事の一覧3,178万円の事業内容でございます。資料の事業名にございますように、やまびこの湯は今現在使われておりません。今、高電圧になっておりまして、電気の基本料金が非常に高圧ですと高くなるものですから、この分を低電圧に変更するために切りかえする工事でございます。

それから、こぶしが丘の遊歩道につきましては、先ほど久保居議員からご質問がございましたように、全部で1キロほどございます。こういった事業工事をきめ細かな臨時交付金で対応するというところで考えております。

それから、滝の駐車場のトイレでございますが、滝の周辺にはトイレが3カ所ございます。今回修繕すべきトイレにつきましては、平成元年ですから約20年ほど経過している木造の建物でございますが、トイレの剥離、また便器がひび割れているということで、非常に利用者も多いトイレなものですから、今回改修工事として補正をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） では、16ページの財産収入256万8,000円の内容でございますが、先ほど議員もおっしゃってございましたけれども、県道拡幅に伴います福岡駐在所の敷地ですね。これは敷地は市の所有でございまして、その一部が拡幅工事にかかるということで敷地の全体のうちの116平米ほどを県のほうに売却した金額でございます。

○議長（水上正治君） 税務課長羽石浩之君。

○税務課長（羽石浩之君） 17ページ延滞金の補正額380万円の件でございますが、延

滞金につきましては当初予算で多く見込むことができませんので、暫定的に20万円を計上していたということでございます。今回、380万円の増額補正をしたということにつきましては、日ごろ税務課職員また嘱託徴収員等が毎日滞納整理、徴収努力によって最終的に400万円ほどの収入が見込めることになったので、今回380万円を増額補正させていただきましたので、どうぞご理解いただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） 新道平発掘調査費の歳入の減額でございますが、この件につきましては林テレンプさんの敷地の発掘調査をした後の今現在の作業としましては、整理作業をしております。つまり、発掘で出ました土器等の修復作業をしております。その修復作業の結果に基づきまして報告書等を整理するための費用を、林テレンプの負担金としていただいているわけでございますが、平成21年度といたしまして終了した事業として精算したために500万円の減額とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） 財政調整基金の関係であります。今回3月補正予算につきましては、先ほど市長提案理由のとおり、事業の精査、そして確定に伴いまして、一般財源が大幅に余裕ができたということがございまして、これらの一般財源を今回財政調整基金に積み立てるものであります。あわせて財政調整基金の利子もプラスをして、今回この基金を積み立てるということでございます。

○議長（水上正治君） 農政課長荻野目 茂君。

○農政課長（荻野目 茂君） 28ページの強い農業づくり事業費1億1,554万3,000円でございます。これにつきましては、那須烏山市の中山地内にごございます種子センターの建物の中の機械の更新でございます。国庫補助事業を導入いたしまして国の補助50%、市単独補助金5%、これを今回措置するものでございます。種子センターにつきましては、昭和60年に現在の機械で設置済みでございますが、昨今集塵、騒音等大変周囲にご迷惑をかけるようになってきているということで、今般入れかえをするものでございます。

なお、那須烏山市水稻の種場の面積は87ヘクタール前後ございまして、麦で34ヘクタール前後、県内有数の種場というようなことで採種組合が主体となって実施してございます。今回の能力は1時間当たり2トンの処理能力ということでございまして、昨今JA前、これは種子更新が100%というのが要件でございますので、需要は底がたいということでございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 都市建設課長岡 清隆君。

○都市建設課長（岡 清隆君） 補正予算書の31ページ、道路保全費の8,100万円の
内訳でございますが、これにつきましてはきめ細かな臨時交付金事業でございます。内容とし
ましては、富士見台工業団地線が補正額が1,050万円、野上台幹線につきましては5,
050万円、それからもう一つは橋梁の補修、これは欄干の塗装でございますが、森田橋、龍
門橋の補正額が2,000万円でございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 市民課長高橋 博君。

○市民課長（高橋 博君） 七合診療所医薬品、衛生材料費200万円、今回計上してあり
ますが、それに対する診療収入が50万円ということで勘定が合わないのではないかとこのご
質問でございますが、ご指摘のとおりでございますが、ただ、この医薬品の当初の予算の計上
につきましては、診療収入の約35%で医薬品の購入費を見ております。しかし、現実的に医
薬品を購入しているのが4月から9月まで、米山先生のと きなんですが、1カ月当たり、診療
収入に対しまして約45%の医薬品を金額的に購入しているという状況でございます。

また、10月から新たな先生を迎えたわけでございますが、10月から12月までの分で診
療収入に対しまして約44%の医薬品を購入しております。ただ、この診療収入につきましては
は、3月まで見込み精査の結果、おおむね当初予算ぐらいよりちょっと伸びている診療収入を
見ております。ただし、ただいま申し上げましたように、当初予算が35%の分で見えておりま
すが、現在は40%を超えている医薬品を購入しているわけでございます。

そういうことで精査の結果、診療収入に対しましてどうしても医薬品が不足したというこ
とで、今回200万円の補正になったわけでございますが、ちなみに10月から12月まで対前
年比で見ますと、10月が約33万円ぐらいで載っております。また、11月が同じく約
33万円ぐらい、12月が85万円ぐらいを載せております。

そういうことで、確かに診療収入はある程度上がっておりますが、それに伴って医薬品もか
なり高額になっている。ただ、ドクターに聞きましたところ、乳児の場合は1日か2日ぐら
いで治る。ただ、医薬品はかなり事前に保管しておかなければならないという状態ござい
ます。抗生物質等につきましてはかなり単価的に高いということでございます。そういうこ
とで、医薬品代もかなり高額になっているのかなと思っております。

今、診療収入もかなり伸びておまして、非常にうれしいところなのでございますが、参考
に昨年9月まではゼロ歳から6歳までの診療が2名でございました。10月から小児科医とい
うことで10月が37人、11月が70人、12月が79人、1月が68人、2月が84人と
いうことで、これはゼロから6歳児の実績でございまして、小児科のほうの関係が非常に伸び
ている。それプラス従来の患者につきましては従来どおりでございますから、小児科の関係が、

医薬品が予定より多くなっているということで、診療収入より医薬品が多いということで今回150万円の差は出ておりますが、診療収入につきましては2カ月おくれで決定されますので、なかなか正確な収入見込ができません。そういうことで最終的には見込額よりかなり多く、150万円はクリアできるのかなと考えております。

長くなりましたが以上でございます。

○議長（水上正治君） 健康福祉課長齋藤照雄君。

○健康福祉課長（齋藤照雄君） それでは、議案第16号の10ページの居宅介護サービス給付費と施設介護サービス給付費、それぞれの給付者数につきましてお答えします。

居宅のほうは12月現在で808名でございます。施設入居者につきましては285名、3月末までに若干の増減はございますが、これらをもとに算定をいたしました。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 上下水道課長栗野育夫君。

○上下水道課長（栗野育夫君） 議案第20号の水道料金1,413万2,000円の減の理由でございます。水道使用料につきましては当初予算に対しまして1月31日現在の調定額を精査した結果、1,432万円の減としたものでございます。また、収入減の主な理由でございますが、給水戸数は前年度対比17戸の増となっておりますが、反面、経済、景気の低迷により市内大手事業所の操業短縮、自粛等により水道使用料が低下したものが主な要因と考えております。参考までに申し上げますと、管内大きな事業所2つで、今回の補正額の52%を占める状況でございます。

次に、企業償還元金1,298万円の増額の理由でございますが、水道事業会計では平成19年から高利の企業債について借りかえによる利子の軽減を図ってございます。平成21年度におきましては、利率5%から6%未満のものについて本年3月借りかえを予定しております。増額となった理由でございますが、借りかえに際しましては、借りかえる企業債の償還残減数をもって新たに借りかえいたしますので、利率が5%程度から1%程度に軽減された分、結果として元金の償還額が高くなります。本年度、このような要因を考慮せず予算を積算してしまいましたので、今回の増額補正となった次第でございます。また、参考までに申し上げますと、企業債償還利子分につきましては、平成19年7,100万円、平成20年度につきましては1億7,100万円程度利子の軽減がされている状況でございます。

以上です。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（水上正治君） 16番の質問の前に宣告いたします。本日、予定された案件がまだ残っております。よって、本日の会議は延会をして会議を進めますことを宣告いたします。よ

って、12時までは会議ができますからどうぞゆっくりとやってください。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 平成21年度の各会計の補正予算ということでございます。まず、一般会計の20ページ、企画費ということで地域振興事業費92万円が減額されておりますが、事業精査に伴って余ったものというふうに思いますが、その内容を説明してください。

次に、10の情報政策推進費ということで、行政情報化推進費が93万円減額、行政情報化構築費が21万7,000円減額となっております。これについての内容説明をお願いします。ある市民の方から那須烏山市くらしのガイドブック官民共同発行についてのご案内ということで、これによりますと総合政策課の広報統計係から、那須烏山市長大谷範雄氏名でそれぞれの事業者に官民共同でこういう情報誌を発行するというようなご案内が行ったんですが、この中身を見ますと、今後3年間行政情報だとか健康、医療、地域情報、利便性の高い情報誌としてつくる予定ですとあるんです。

私が聞かれたのはこれは議会で決めたことですか。それとも自治会連合会とかあるいは商工会、各種団体の方が皆さん集まって了解を得てつくっているんですかと聞かれたんですよ。何ですかと聞いたら、来た人が民間業者だと思われるんですが、那須烏山市のマークのついたものをぶら下げて、那須烏山市のマークの入った名刺を置きながら、こういうものをつくるので広告料をくれないかということでの募集だったと言うんです。

それで、中身を見ますと、本当に小さな記事でも3万7,800円、普通のこういうA4サイズのこのぐらいの記事でも5万2,500円、6万3,000円、表紙に至っては63万円払ってくれればと、73万5,000円というのもありますね。

こういうことで、何でこういうことが大谷市長名で一方向的に業者のほうに通知が送られて、市役所の職員でない者が広告取りに歩いているのかということで、私はこれ、1社だけじゃないです、何社にも聞かれているんですよ。こういう市民参加のまちづくりといいながら、一方向的に事務サイドで決めて、上意下達で業者に広告料を出せと。こういうやり方が本当に市民参加のまちづくりですかね。

それと、この業者について電話番号の名簿をつくる会社なんですけれども、そこに広告を載せたいということで契約をしたら、このサイネクスさんという株式会社の利用代金については株式会社セリナへ債券譲渡いたしました。こういうことなんです。サイネクスさんに契約をしているのに、全く別な会社に債券譲渡したからそっちに金を持ってこいということになっているんですが、こんなわけのわからないような民間業者に、議会でも決めていない、自治会連合会でも話は聞いていない、商工会や各種団体の方も知らない。こんな市民参加のまちづくりがあるんですか。これは私も非常に厳しく追及されましたので、私が納得できるようにこ

れについては説明をお願いしたいと思います。

続きまして、定住促進費が600万円減額になっておりますが、今の景気低迷の中でなかなか新築は厳しいのかなというふうに思われますが、大体年度内の定住促進関係のそれぞれの戸数についてご説明いただければと思います。

次に、22ページの社会福祉総務費の住宅手当緊急特別措置事業費というのが479万6,000円減額になっておりますが、これの理由について説明をお願いします。

次に労働費でございますが、労働諸費雇用対策事業費について金額は補正になっていないんですが、国庫支出金が減って一般財源がふえているんですが、これは国からの助成金が減った。それを一般財源で補ったという考え方でいいのか。この事業の中身についても説明をお願いします。

次に30ページ、商工振興費の中の新事業創出支援事業費328万円が減額になっておりますが、これについての内容説明をお願いしたいと思います。

次に32ページ、非常消防費ということで、説明欄の中に消防団活動費が58万円ふえておりますが、これについての内容を説明いただきたいと思います。これについては新聞報道で月次消防団OBの方がそのようなチームをつくりまして、地域の消防についての支援団体をつくったというのが報道されておりますが、そのような消防団OB等の、今の消防団を支援するような体制がどのぐらいできているのか。もしわかれば説明いただきたいと思います。

水道会計補正の3ページに消火栓設置工事負担金というのが51万6,000円載っているんです。これはどこに消火栓を設置される工事の内容なのか説明いただきたいんですが、消防団のOBの人に聞きますと、消火栓がなかなか設置されなくて、専門のものであけないとホースが設置できないようになっているんだそうですね。その辺が、例えば消防団OBの方が火災とかそういうのを発見した場合、急遽それに対応しなくてはならないんですけれども、そのときに消防支援活動に働けるように消火栓を切りかえるといいのではないかという話を聞いているんですが、その辺はどんなふう考えているのか。今の消火栓じゃない方法でもいいんですが、それをあけられる連絡体制、協力体制、その辺も検討されているのかどうか説明をお願いしたいと思います。

次に33ページ、小中学生海外派遣事業費が424万4,000円減額になっておりますが、これは中国に行くのをやめたということで減額になっているのかどうか。これについての中身の説明をお願いします。

それと、その下の小学校管理費が142万円減額になっておりますが、この内訳を見ますと緊急雇用創出事業費補助金となっておりますが、これは国、県のそういう補助金が減ったために減額になったのかどうか。事業がこれだけしかなかったのが減額になったのかどうか。この辺の

説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） まず、企画費の地域振興事業費であります。92万円の減額であります。これにつきましてはまちづくり支援団体事業の補助金でございます。合併のときに基金を借りまして現在国債で運用しておりますが、その利子を活用した事業でありまして、全部で21団体に対して事業を実施している費用等に対して助成しているものについて、今回精査をしましたので92万円の減額をしました。

それから、行政情報推進関係の93万円でありますけれども、これは市の基幹系システム、それから業務系、情報系、これらの維持管理経費等の精査に伴います減額であります。

行政情報化構築事業でございますが、これにつきましては税の電子申告、年金等の徴収関係につきまして、ネットワークを国の回線を利用して通信を行うというようなことが新たに発生しましたので、それは増額です。減額分については、当初予定をしておりましたけれども、公共施設の予約システム関係が、ここに来てちょっと事業的にできなかったというようなことで減額をさせていただきました。なお、この事業につきましては平成22年度に振りかえて事業実施をする予定で考えております。

それから、くらしのガイドブック関係でございますが、これにつきましては合併時、合併協議会がガイドブックをつくりました。各家庭に配布してございます。その後、約5年経過している関係もございまして、中身についてはかなり正確なものでなくなってきたというようなこともございます。部制が廃止されたというようなこともありますし、国の政策あるいは市の総合計画に基づく各種事業等もかなり加わってきたというようなことで、これらのガイドブックを新しくすることで、今回民間とあわせて民間の力をいただいでつくることといたしました。

これにつきましては県内では矢板市、日光市、鹿沼市、あと2市が多分つくっていると思います。そういうことで、私のほうから積極的につくってくださいという話ではございませんので、業者が来ましてこういう他市でもつくっておりますよ。その手法としては民間からの広告収入でもってつくっていく形になりますが、一緒につくっていきませんかというようなことの話がございましたので、先ほど申し上げましたように情報等も新しいものを市民の皆様に提供するというようなことから、じゃあ始まりますかねということで承諾をし、多分新聞にも掲載されたというふうに思っております。

その後、私どものほうで商工会、南那須医師会の烏山医師団の事務局、それから歯科医師会の烏山、南那須と2つに多分支部が分かれていますね。こういう方たちの代表のところにお邪魔をしまして、今度こういうガイドブックをつくりたい。あわせて民間の方が訪れて、つ

くるにあたりましては広告等の依頼も多分あるかもしれませんが。それは強制ではありませんので、来ましたなら話は聞いてやっていただけませんかというようなことで現在まで推移をきている状況でございまして、商工会、医師会、歯科医師団、そういう大きい広告については商工会の事業内容、医師会の事業内容、そういうものの広告についてはこれは無償でございませぬ。その下に先ほど平塚議員が言われたような小さい枠の中に個人の、開業医とか商店とかそういう広告は多分その業者さんが、金額はちょっとわかりませんが、協力いただけないかというようなことで多分募集に歩いているのが実態でございませぬ。

そういうことで、私どものほうではそういう機関にこういうことで発行しますということで事前に通知を持ってお邪魔をして話はしてございませぬ。くらしのガイドブック等については以上でございませぬ。これについては全世帯分を作成をして、今の計画では6月ごろ全世帯に配布できるかと思っております。

以上です。

○議長（水上正治君） 商工観光課長鈴木重男君。

○商工観光課長（鈴木重男君） それでは、ご質問のあった2点について説明を申し上げます。

まず、20ページの定住促進対策事業費の800万円の減額でございませぬ。先ほどご質問の中では本年度の見込みということでお問い合わせがございましたが、本年度新築は1月末現在で56件、中古の購買関係が7件、空き家関係が2件、合わせまして65件、今現在申請がなされております。一応見込みといたしましてあと2カ月ほどございませぬが、そういった余裕を見まして約85件を見込みまして、今回減額とさせていただきます。

それから、30ページの新事業創出事業費の328万円の減額の件でございませぬ。これにつきましては本年度初めての事業といたしまして、東京都内におきまして産業展示会を2回ほど行う予定としておりましたが、そういった事業も本年度1回ということで大変申しわけございませぬが、3月11日から13日まで池袋サンシャインでものづくりメッセがございませぬので、そういった事業体に参加するという形で今回実施をしたいと考えておりますが、その当初予算の中で金額を169万円ほど見ておきまして、今回精査いたしまして128万円ほどの減額となっております。

それから、同じ事業の中で産官学連携事業費補助金というのがございませぬ。これは産官学共同開発販路の開拓ということで事業を行った場合、1社2分の1で上限は50万円、平成20年度は4社ほど申請がございましたが、今年度は1社しかございませぬので今回今後も見込がないということで200万円の減で、合わせまして328万円の減額となります。

以上、説明を終わります。

○議長（水上正治君） 健康福祉課長斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） 22ページの住宅手当緊急特別措置事業費の減額でございますが、これは職をなくして住宅を追い出された方に対する住宅手当でございます。去年の9月に500万円ほど補正したんですけれども、実際暮れまではそういった申請の方はおりません。年が明けまして2名ぐらいの相談がございまして、1名の方が該当いたしまして今後3月までの住宅手当、月3万6,000円ぐらいの家賃の手当分を見込むのと、これから何人かあらわれるでしょうということで20万円ぐらいを見込んでおります。これは歳入のほうも同額、ページ数は14ページの歳入のほうでも同額落としてございます。全額国庫補助ということでございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 危機管理担当課長平山孝夫君。

○総務課課長（危機管理担当）（平山孝夫君） 消防団の活動の関係で32ページの消防団活動費50万8,000円、どのような経費であるかということで、これは消防団の車両等の修繕、具体的に言いますとサイレンの配線、消防小屋水道凍結修繕ということで50万8,000円を今回計上させていただいております。

次の水道の負担金関係でございます。これは19節の負担金補助及び交付金ということで174万7,000円を減額しておりますが、これは消火栓の維持管理負担金ということで、上水道等実質つくった場合、水道のほうに負担金ということで支払うわけでございますが、金額が76万円、また消火栓の設置の工事の負担金につきましても98万7,000円減額で、合計して174万7,000円。この中の金額が水道のほうに入っているわけでございます。

次が支援団員の関係でございまして、先日も2月でございまして、月次消防団、支援団員の消火訓練等が行われたということで、あくまでも消防団員は人が少なくなっておりまして、その辺で支援団員制をことしの4月から設けまして、消火栓をあける器具等は各分団へ配置をしております、そのような体制で今後月次の消防団等を含めまして、そういう支援団員がどんどんふえるような形で努力していきたいと思っております。現在は660人が定数でございまして、その中で約40名でございまして、660人の中に入ります。

○議長（水上正治君） 学校教育課長駒場不二夫君。

○学校教育課長（駒場不二夫君） 33ページ、教育委員会事務局費の中の小中学生海外派遣事業費、これは中学生の海外派遣事業です。アメリカメノモニーに昨年の5月に予定していましたが、新型インフルエンザの関係でこの事業が中止になりましたので、全額今回落とさせていただいたという形です。それから、小学校費の小学校管理費142万円ほど今回減額しております。これは、緊急雇用対策にも絡んで臨時の職員、生活補助員さんとか学習補助員さん

とか相当数予定しておりましたけれども、人数の関係、日数の関係で約240万円ほどそちらのほうで減額になっていきますので、今回、整理させていただいてそのほかに小学校管理費ですから、烏山小学校のプールとか、いろいろ必要なもの、差額として140万円ほど余っていますので、今回落とさせていただいたということでもあります。

○議長（水上正治君） 危機管理担当課長平山孝夫君。

○総務課課長（危機管理担当）（平山孝夫君） 消火栓の設置工事の場所でございます。上水が3基で富士見台、野上、高瀬、簡水が4基でございます、向田が2基、興野が2基でございます。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 大体了解したんですが、那須烏山市くらしのガイドブック官民共同発行、これはほかの市町村もやっているからどうだということ、それをやるなという意味ではないんですね。広告をとるのも場合によっては必要だけれども、ちゃんと連合自治会のところでそういうことをしたいんだとかいうことで了解をもらうとか、あるいは各種団体の代表ぐらいは呼んで、業者のほうからこういうような提案があったんだけど、市としてはやりたかったわけでしょう。それについては広告を業者が集めに来ると思うので協力をお願いできればというような、ちゃんと1つ1つ手順と道理と順序を尽くして説明責任を果たしてやるという必要があったのではないかな。

やるなということではないですよ、私が言っているのは。例えばちゃんとしかるべきところで決まったことであれば、私も協力したいんだけど、どこで決まったかわからないのに市役所の職員でもない者が市役所の職員のような格好をして広告をとりにくるということ自体にすごい不信感を持つと言われたんです。それが本当に先ほども言いましたが、市民参加のまちづくりになっていますかと。先ほど課長が幾ら広告料をもらうかわかりませんが。市長名でこういうパンフレットを送りつけておいて、広告料を幾ら取るのだからわかりませんがという説明はないでしょう、はっきり言って。その辺が本当に上意下達で市民をばかにした行政のやり方ではないのかなと私は思うんです。

そういう意味で、市長、どうなんですか、これ。答弁ないんですけれども。こういうやり方。こういうやり方についてもし改めるところがあれば、やはりしかるべきそういう団体とかそういうところにちゃんと市長のほうから手続上やり方がまずかったということで、ぜひ協力してほしいということで、各業者や各団体、個人、そういう方々に連絡していただければということで、手を尽くしていただきたいと思うんですが、中には郵送で来た方もいるそうなんです。郵送で送りつけてきた。こういうことで広告料をお願いしますという業者があるということ自

体どうなんですかということですよ。それについて市民を主人公とする市政づくりを進めてもらいたいなというふうに思うので、その辺の丁寧さが欠けたというふうに私は思うんですが、よろしくひとつその辺の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 暮らしのガイドブック、サイネクスとの協定を結ぶことにつきまして私からお答え申し上げます。

今、議員からいただいた実態をよく拝聴させていただきますと、大変手順等については手ぬかりがあったと認識をいたしております。また、市長名で営業に歩いているというような手法も半強制的な行為にあたるのかなということで、今までの行為等については大変申しわけないと思っております。

そして今後過度な営業行為あるいは説明責任がちょっと不足をしていたと思いますので、早急に改めさせる。このようなことの対応、そしてさらに今ご指摘いただいた説明責任、これは早急に果たしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） ここまで来てしまったやつをとめるというようなこともいかなものかと私は思うんですが、私はやるなど言っているわけではなくて、段取りが悪かったのではないかと言っているんですが、担当課長に聞きたいんですけども、総事業費は幾らなんでしょう。そのうちそれを全部広告料で賄うということをやっているんでしょうかね。その辺、市のほうでも了解して始まったのに、途中からとめるというような話になるとそれもおかしな話で、私としては今からでもちゃんと丁寧に説明責任を果たしながら、そこら辺のところ、民間と共同でやるという事業で市も責任を持ってやっているんだから、やめるのなら途中でやめても結構ですが、必要があって市が責任を持ってそれは協定を結んで始まったわけですから、それはやはり広告料を幾らとるのか知らないなどという答弁ではなくて、事業費全体が幾らかかって、そしてそれを全部広告料で賄うのかどうか。そして、そのためにはどのぐらい協力が必要なのか。

そのためには連合自治会や商工会や各種団体と歩調を合わせて、一般業者も本当に不況で大変な思いをしていますよ。そういう方々でもきちんと決まったことなら協力すると言っているんですよ。どこで決まったかわからないようなものを民間業者が役場の職員のような格好をして集めるということ自体にすごく不信感を持つというふうに私は言われました。

そういうことなので、そこら辺をもう一度ちゃんとね組織的に改めて、ちゃんと業者の方や市民の皆さんに理解できるような周知徹底のやり方に変えてもらえませんか。その辺、どうでしょうか。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） 事業費につきましては、ちょっとここに詳細の資料がありませんので申し上げられませんが、いずれにしても市の費用負担はない。広告収入をもってつくりますということでございましたので、私どものほうでは市の負担はないという中でお願いしたという形になろうと思います。詳細ちょっと申しわけないですが、事業費についてはつかんでおりませんので申しわけないんですけれども、そういう中で今、市長が申し上げましたようなことをごさいますて、確かに前段の取り扱いといいますか計画といいますか、その辺が十分でなかったことについては反省をしたいと思います。

○議長（水上正治君） この問題、確かに大問題なので、集中してちょっと意見のある方、どうぞ。議論しているあれがないんですよ、今までもね。ですからどうぞ。

3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 平塚先輩議員が言われたように、実は私のうちも形だけシャッターをあけて商店をやっているものですから、うちの母に言われました。役場の人が朝来たよと。私はいなかったものですから、何時に帰ってくるんですかと言うから、1時半ごろなら帰ってくると言ったから、あなた、うちにいなくちゃだめだよ。私はてっきりうちの母も年がっているものですから、てっきり市役所の人だと思っているわけですよ。私も市役所の職員の方が何かちょっと用事があって来られたのかなと思って、お昼を食べて2、30分待っていたんですが、そしたらその方が見えました。

それで、私はうちは要らないからと言ったのに、そんなこと言わないでこれはほかの自治体でこういうすばらしいものをつくっているんですよと言うんです。それはわかっている、要らない。下の枠が1枠6万円だと言うんですよ、私の場合はね。うちは要らないと言ったんですけど、しつこいんですよ。私はしょうがなく、私の職名は言いませんでしたけれども、それは私も市役所のほうにちょっと関係している部分があるので、そういう話は聞いていると。金額が6万円だなんていうのはとんでもないし、要らないということと言ったんですよ。そしてまた私、友達のお店で遊んでいましたら、やはりその社長も要らないと言うんですね。それでもまた勧めているんですよ。

要らないよと言っているのに言っているものですから、またそこで私もちょっと市役所で聞いたけれども、それはあれだよということで言いました。何か聞いたところによると、700万円から800万円かかるんだと。この前の全員協議会のときにそういう説明があったかと思うんですが、60ページから70ページでフルカラーで、市のいろいろなお知らせとか情報なんかを載せたものというような説明なんです。それには700万円から800万円かかるということらしいんです。

中を見せてもらったんですが、私は1週間ちょっと前に見ました。3分の1まで埋まっていないですよ。それと、もう一つ、先ほど私も発言が許されない中で言って申しわけないんですが、金額が幾らだかわかっていないって。そういうあれはありませんよ。それと、ある方からは、本当に必要なものだったら、市がお金を出してでもつくってくれ。我々、市でやっているお知らせ版、広報、あの5,000円の広告だって載せるの惜しいくらいなんだ。広報担当者に聞けばわかりますよ。広告をとるのが5,000円でもいかに大変かということがわかっているわけですよ。それが3万8,000円だの6万円だの、最後のページは75万円ですよ。これ、途中でできなかつたらどうするんですか。私は要らないと思う、むしろできなかつたら。そのことだけちょっと言わせてもらいます。

○議長（水上正治君） それ、もし、説明できる範囲で。（「成功しているところは行政規模が大きいんですよ。5万人とか10万人のところだったら、そういう会社も企業も大きいですからできちゃうかもしれないけれども、うちのほうのこんな小さい本当に商店街は今やっとなシャッターをあけておくだけの商店街がいっぱいあるわけですから」の声あり）

わかりました。じゃあ、この問題はこの会期中でちょっと1回別枠でやりますので、その程度で次に移ります。

どうぞ質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第11号から議案第20号までの10議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第27 議案第11号 平成21年度那須烏山市一般会計補正予算第6号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第28 議案第12号 平成21年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第29 議案第13号 平成21年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第30 議案第14号 平成21年度那須烏山市老人保健特別会計補正予算第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第31 議案第15号 平成21年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第32 議案第16号 平成21年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第33 議案第17号 平成21年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第34 議案第18号 平成21年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第35 議案第19号 平成21年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第36 議案第20号 平成21年度那須烏山市水道事業会計補正予算第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りします。日程第37 議案第1号から日程第46 議案第10号までの平成22年度当初予算の10議案を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程 第37 議案第 1号 平成22年度那須烏山市一般会計予算について
 - ◎日程 第38 議案第 2号 平成22年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について
 - ◎日程 第39 議案第 3号 平成22年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について
 - ◎日程 第40 議案第 4号 平成22年度那須烏山市老人保健特別会計予算について
 - ◎日程 第41 議案第 5号 平成22年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について
 - ◎日程 第42 議案第 6号 平成22年度那須烏山市介護保険特別会計予算について
 - ◎日程 第43 議案第 7号 平成22年度那須烏山市農業集落排水事業特別会

計予算について

◎日程 第44 議案第 8号 平成22年度那須烏山市下水道事業特別会計予算
について

◎日程 第45 議案第 9号 平成22年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予
算について

◎日程 第46 議案第10号 平成22年度那須烏山市水道事業会計予算につい
て

○議長（水上正治君） したがって、議案第1号 平成22年度那須烏山市一般会計予算か
ら議案第10号 平成22年度那須烏山市水道事業会計予算までの10議案を一括して議題と
します。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第1号から第10号までの提案
理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 平成22年度那須烏山市一般会計予算についてであります。平成22年
度の一般会計当初予算につきましては、個人所得の大幅な減少、企業収益の急激な悪化等によ
り地方税収等が落ち込む厳しい状況ではありますが、平成22年度予算においても国、県の施
策を的確に把握しながら、健全な行財政運営に努めつつ、引き続き雇用を含めた経済対策と那
須烏山市総合計画に基づき、ひかり輝くまちづくりの実現を目指した基本目標を着実に推進す
ることとし、教育、福祉、医療、保健、安心・安全、環境など市民の生活優先とした各種事業
展開を図るための選択と集中を基本とした積極型予算編成を実施いたしました。

その結果、一般会計は124億6,000万円で、前年対比9億9,000万円、8.6%の
増となりました。

予算の概要であります。歳入の主な項目では、市税は主に個人、法人市民税等の減額により、
前年度比1億6,710万4,000円、5.6%の減の28億1,516万9,000円を計上
しました。

地方譲与税は、自動車重量譲与税の譲与割合が改正されますが、1,100万円、7.6%の
減を見込み1億3,300万円を計上いたしました。

地方交付税は、地方が自由に使える財源をふやすため、1.1兆円増額することにより、前
年度と比べ3億6,000万円、9.4%増の42億1,000万円を計上いたしました。

国庫支出金は主に子ども手当給付金創設による子ども手当負担金2億8,189万1,000円増、烏山小中学校耐震化対策事業実施に伴う公立学校施設整備費補助金6,283万8,000円増等、3億2,520万1,000円、32.1%増の13億3,695万円を計上いたしました。

県支出金は、主に新規の介護基盤緊急整備等臨時特例事業補助金1億2,775万円及び緊急雇用創出事業費・ふるさと雇用再生特別事業費補助金1億1,656万9,000円の増により2億3,658万5,000円、42%増の8億35万6,000円を計上いたしました。

繰入金（基金）につきましては、財政調整基金等からの繰り入れの減により昨年度と比べ9,674万1,000円、19.7%減の3億9,465万5,000円を計上いたしました。

市債は、前年度より3億5,680万円、22.9%増の19億1,230万円を計上いたしました。その要因は継続事業の烏山小学校体育館改築事業、新規事業で烏山中学校校舎補強・改修事業や市道整備事業等の拡充に伴う合併特例債12億3,930万円及び臨時財政対策債6億円を計上したことによるものであります。

この結果、市税等の自主財源は36億6,942万4,000円、地方交付税等の依存財源は87億9,057万6,000円となりました。率にいたしますと29.4%対70.6%でございます。

歳出につきましては、議会費487万1,000円、前年予算比3.5%減の1億3,403万3,000円であります。これは議員定数2名減の18名によるものであります。

総務費は9,973万7,000円、8.3%増の13億779万7,000円であります。主なものは、固定資産税の評価がえ及び課税客体事業並びにパスポート発給事業が加わり、さらに合併後5年が経過することに伴う住・税情報機器と戸籍電算システム更新事業費、また那須烏山市議会議員選挙費、参議院議員選挙費や国勢調査費等であります。

民生費は4億5,752万円、15.6%増の33億9,508万7,000円で、予算総額の第1位を占める27.2%になっております。これは、新規の子ども手当給付金事業及び介護基盤緊急整備等臨時特例事業によるものが主で、障害者支援事業や5歳児発達相談事業の拡充など子育て支援事業、こども医療費助成費の中学3年生までの実施や私立保育園施設運営委託事業のほか、介護保険特別会計繰出金等であります。

衛生費は、1億2,730万8,000円、9.2%増の15億421万8,000円です。主な要因は、新規のエコキュート設置補助事業、広域行政事務組合のごみ処理施設延命化事業に伴う負担金及び特別会計繰出金等であります。

労働費は、新規に雇用対策事業といたしまして試行雇用助成金180万円を計上いたしました。

農林水産業費は7,104万8,000円、16.4%減の3億6,320万7,000円であります。主な事業は、農地・水・農村環境保全向上対策事業や県単土地改良事業及びイノシシ捕獲促進強化事業等であります。

商工費は2,691万4,000円、13.7%増の3億2,004万1,000円であります。これは新たに消費生活センターの設置費が加わり、また、企業誘致事業や中小企業融資支援事業、新事業創出支援事業、新規に農商工連携事業推進協議会を設置、これらを強化したものであります。

土木費は1億210万8,000円、7.6%増の14億3,875万9,000円であります。これは道整備交付金及び合併特例債を活用した道路整備事業費及び新規の狹隘道路拡幅事業や橋梁長寿化修繕計画策定事業費であります。

消防費は、1,757万4,000円、3.1%増の5億9,249万7,000円で、主に常備消防費（広域行政事務組合負担金）や、年次計画で進めております小型ポンプ自動車の更新や防火貯水槽築造工事等であります。

教育費は前年度と比べ4億818万2,000円、33.4%増の20億1,721万3,000円であります。これは継続の烏山小学校体育館改築事業に新たに烏山中学校校舎補強、改修事業が加わったことによるものであります。また、特色ある教育の一環であるサタデースクール事業、英語コミュニケーション事業及び国指定の山あげ行事や長者ヶ平官衙遺跡等の保存事業並びに地域活動事業として公民館事業やスポーツ振興対策費等を計上いたしました。

この結果、目的別構成比では民生費27.2%、教育費16.2%、衛生費12.1%、土木費11.5%、公債費11.0%の順となっております。また、性質別構成費では、人件費19.3%、補助費等18.6%、扶助費13.0%、公債費11.0%の順となりました。

次に、議案第2号は那須烏山市国民健康保険特別会計予算についてであります。国民健康保険は他の医療保険事業に比べ、高齢者及び低所得者層を多く抱える構造的な体質を持っておりまして、その運営は極めて厳しい状況にあります。予算編成に当たりましては、経費の節減、合理化を図り編成を行いました。

事業勘定からご説明を申し上げます。事業勘定予算の歳入歳出予算総額は33億7,920万円で、前年度の当初予算額と比較をいたしますと2.2%の増額となります。

歳出の主なものは、保険給付費が予算総額の65.3%であり、続いて、後期高齢者支援金等が13.2%、共同事業拠出金が12.6%、介護納付金が5.9%となっております。これらの財源は、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金が主なものであります。国民健康保険税につきましては、前年度の当初予算額と比較しますと1.4%増の9億4,923万2,000円を計上いたしました。また、1億2,696万1,000円の

財源不足が生じたことから、財政調整基金繰入金をもって措置をいたしました。

続きまして診療施設勘定でございますが、診療施設勘定歳入歳出予算総額は8,690万円となっており、前年度当初予算と比較いたしまして1.0%の増額となります。

歳出の主なものは、総務費が予算総額の53.9%であり、続いて医業費が43.6%となっております。これらの財源は診療収入と繰入金をもって措置いたしました。なお、境診療所医師につきましては、これまで那須南病院から医師を派遣していただいておりますが、来年度から臨時職員として医師1名を採用することになりました。診療所は地域住民の医療の確保と健康増進に果たす役割は大なるものがありますので、各位のご理解とご協力を賜りながら健全な運営に努めてまいり所存であります。

なお、本案は、過日の国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりとの答申を得ております。

次は、議案第3号 那須烏山市熊田診療所特別会計予算についてであります。熊田診療所特別会計の歳入歳出予算総額は5,160万円となり、前年度当初予算と比較いたしますと12.2%の増額となります。

歳出の主なものは、総務費が63.0%、続いて医業費が35.0%となっております。これらの財源は、診療収入をもって措置をいたし、不足財源につきましては繰入金をもって措置をいたしました。

診療所は、地域の一次医療機関として地域住民の医療の確保と健康増進に大きな役割を担っております。経営については厳しい状況下にあります。今後とも健全な運営に努めてまいり所存であります。

議案第4号は那須烏山市老人保健特別会計予算についてであります。平成22年度の老人保健特別会計事業は、昨年度に引き続き平成20年4月からの後期高齢者医療制度の施行に伴う清算業務関係の予算となります。本会計の歳入歳出予算総額は60万円となり、前年度当初予算と比較いたしますと82.9%の減額となります。

歳出予算の主なものは、一般管理費で28万3,000円、医療費総額が21万円でございます。これらの財源につきましては、一般会計繰入金をもって措置をいたしました。なお、老人保健特別会計につきましては、平成22年度末をもって特別会計を廃止する予定といたしております。

議案第5号は那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算総額は3億600万円となり、前年度当初予算と比較をいたしますと15%の増額となります。歳出の主なものは保険料等の広域連合納付金が92.3%で、続いて健康診査事業が5.5%となっております。

これらの財源は、後期高齢者医療保険料と一般会計繰入金が主なものでありますが、後期高齢者医療保険料につきましては、2億2,143万8,000円を計上いたしました。

一般会計繰入金につきましては、国民健康保険と同様に低所得者や被用者保険の被扶養者に対して減額した保険料額を補てんするため県及び市が負担するものといたしまして6,096万1,000円を、また健康診査事業及び総務費、諸費として1,321万4,000円を計上いたしました。

なお、今回の予算見積もりにつきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合事務局において昨年11月に提示された平成22年度広域連合当初予算概算編成資料をもとに積算をしておりますが、その後、政権交代に伴う制度の見直し検討作業等により、平成22、23年度保険料率改定による負担増を調整する措置が図られました。この影響による予算の増減につきましては、今後、広域連合と連携を図りながら適宜対応してまいりますことをあらかじめご承知おきいただきたくお願いを申し上げます。後期高齢者医療被保険者見込み数は4,814人でございまして、平成21年度平均被保険者見込み数4,768人の1%増といたしております。

議案第6号は那須烏山市介護保険特別会計予算についてであります。介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額は21億6,210万円となり、前年度当初予算と比較いたしますと1億1,970万円、5.9%の増額となります。

介護保険事業につきましては、平成21年度の事業実績を見ながら予算編成を行いました。

歳出の主なものは居宅介護サービスや施設介護サービスに係る介護保険給付費や地域支援事業費などです。これらの財源は第1号被保険者介護保険料を初め国、社会保険診療報酬支払基金、県及び市の負担分が主なものであります。

また、平成22年度は那須烏山市高齢者福祉計画第4期介護保険事業計画の第2年次にあたります。介護予防事業といたしまして、元気高齢者対象のいきいき健康教室の開催や検診等における特定高齢者の把握と介護予防プログラムの実施、総合相談支援事業などを市地域包括支援センターが中心となり行うとともに、健康やいきがづくり事業の充実を図ってまいります。

また、老人保健福祉施設についても、市として整備に向けた支援を行いながら、本格的な高齢化社会に対応するため、今後とも介護保険事業の円滑な運営に努めてまいります。

議案第7号は那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。農業集落排水事業につきましては、平成12年1月に供用を開始して以来、施設の維持管理及び水洗化率の向上に取り組んでおり、平成21年3月末の水洗化率は82.26%となっております。

平成22年度予算は総額6,690万円を計上いたしました。歳出の主なものは、昨年度に引き続き下水道台帳整備に要する経費、水処理センター等施設の維持管理費及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。これらの財源につきましては、事業加入金、使用料、一般会

計繰入金及び市債等を持って措置をいたしました。

議案第8号は那須烏山市下水道事業特別会計予算についてであります。下水道事業につきましては、烏山中央処理区における整備状況は、全体計画区域260ヘクタールのうち認可区域99ヘクタールの整備を進めているところであり、平成21年3月末の整備面積は約88.0ヘクタールで、全体計画に対する整備率は33.8%であります。この水洗化率は26.01%で、年間汚水処理量は9万6,600立方メートルであります。

また、南那須処理区においては、全体計画区域76ヘクタールのうち平成21年3月末までに64ヘクタールの整備を完了しております。この水洗化率は85.50%で、年間汚水処理量は19万5,000立方メートルであります。今後も烏山中央処理区の認可区域の整備を図り、引き続き水処理施設の良好な維持管理と水洗化率の向上に努めてまいり所存であります。

平成22年度予算は総額3億8,300万円を計上いたしております。歳出の主なものは、事業変更認可に係る業務委託費、水処理センター等の維持管理費、管渠築造工事費及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。これらの財源につきましては、受益者負担金、下水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金及び市債等をもって措置をいたしております。

議案第9号は那須烏山市簡易水道事業特別会計予算についてであります。簡易水道事業につきましては、水道水は、私たちが日常生活を営む上で欠かすことのできない大切なものでありますので、安定した水を供給するため、施設の維持管理に万全を期してまいり所存であります。

平成22年度の予算は総額1億50万円を計上いたしました。歳出の主なものは人件費、維持管理費、市債の償還に伴う元金及び利息であります。これら財源につきましては水道使用料、加入金、一般会計繰入金等をもって措置をいたしております。

議案第10号 那須烏山市水道事業会計予算についてであります。水道事業につきましては、経済的運営と公共の福祉の増進に心がけ、良質で安全な水道水を安定的に供給し、信頼される水道事業経営を構築してまいります。

事業経営におきましては、収納率の向上、経費の節減など一層企業努力を図り、利用者の利便性とサービスの向上に努めるとともに、安定供給のため維持管理、施設の整備等に努めてまいりたいと思います。

平成22年度当初予算の業務の概要は、給水戸数8,707戸、年間給水量242万662立方メートル、1日平均給水量6,632立方メートル、主な建設改良事業費は1億4,500万円であります。

収益的収入の主なものは、水道料金、他会計補助金等で5億6,190万6,000円であります。収益的支出の主なものは、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費、支払利息等で5億2,915万4,000円あります。

投資的経費である資本的収入の主なものは、企業債、他会計出資金、負担金等で1億9,851万2,000円であります。資本的支出の主なものは、建設改良費として、富士見台工業団地の市道建設に伴う配水管布設整備費、滝田地内配水管布設整備費、滝田本郷地内配水管敷設整備費、愛宕台配水池築造工事であります。また、企業債償還元金等で4億4,684万8,000円を計上いたしました。

結びになりますが、以上が平成22年度の予算の概要であります。合併をいたしまして5年目を迎えておりますが、合併の効果は着実にあらわれていると受けとめております。引き続き一体感の醸成と均衡のある発展を図るためのまちづくりに邁進をしてまいる次第でございますが、今日の経済状況を勘案いたしますと、引き続き厳しい財政運営を強いられることが予想されます。それに対応するために、事務事業の評価並びに見直しを行い、市民協働による行財政改革の計画実行を断行するとともに、合併効果を最大限に活用しながら一層の市民の福祉の向上に努力する所存であります。

以上、議案第1号から議案第10号まで一括提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいま上程中の平成22年度当初予算につきましては、3月5日の本会議におきまして総括質疑の後、各常任委員会に付託したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、平成22年度当初予算の質疑及び常任委員会の付託については、3月5日と決定いたしました。

◎日程第47 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（水上正治君） 次に、日程第47 付託第1号 請願書等の付託についてを議題とします。この定例会において受理した陳情書は付託第1号のとおりです。この陳情書については、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情書第1号 日米FTA断固阻止に関する陳情書については、経済建設常任委員会に付託します。

○議長（水上正治君）　以上で、本日の日程は時間を延長いたしましたが、全部終了いたしました。次の本会議は明日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。大変ご苦労さまでした。また、傍聴者の皆さんも大変ご苦労さまでした。

[午後 6時05分散会]